

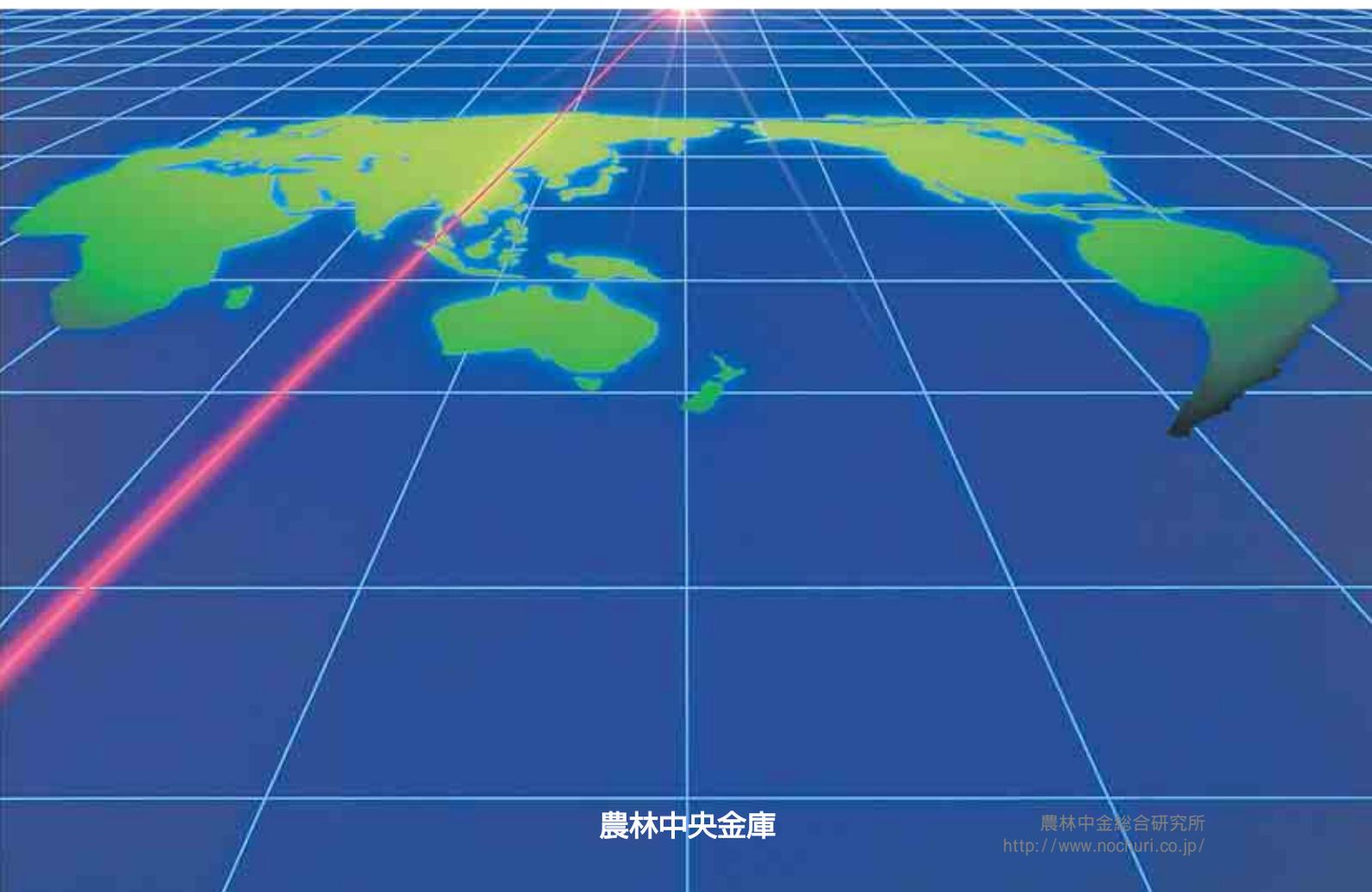
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 **5** MAY

地方創生と農業，農協

- 地方創生と農業協同組合
- なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか
- 〈シンポジウム〉「地方創生」はこれでよいか？



地方をめぐる4つの戦略

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「創生戦略」という）が昨年末に決定され、各地方自治体は今年度中に「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定するよう努めることになっている。あわただしい作業である。

「創生戦略」をはじめ、地方をめぐる戦略（あるいは計画）は主要なもので4つある。

まずは、日本創成会議から2014年5月に公表された「ストップ少子化・地方元気戦略」（いわゆる「増田レポート」）。「多くの地域は将来消滅するおそれ」という物騒なフレーズで耳目を集めた。同レポートで掲げた基本目標は、第一に「国民の『希望出生率』を実現することであり、そのためにも、第二に「地方から大都市へ若者が流出する『人の流れ』を変える。『東京一極集中に歯止めをかける』」というものである。目標自体は間違っていない。

つぎに、国土交通省が14年7月に取りまとめた「国土のグランドデザイン2050」。目指すべき国土の姿を「実物空間と知識・情報空間が融合した『対流促進型国土』の形成」にあるとし、地域の多様性の維持が対流促進につながるとした。「増田レポート」と同様に、「東京一極集中からの脱却」や、地方圏域については「小さな拠点、コンパクトシティー、高次元地方都市連合などから形成される活力ある集積」を掲げているが、最も重視しているとみられるのが大都市圏を「世界最大のスーパー・メガリージョン」（中央リニアにより結ばれた東京・名古屋・大阪）を軸とした国際経済戦略都市として再構築することである。つまり本音は大都市圏重視なのだ。

これらの戦略や提言の延長線上で、14年12月に冒頭の「創生戦略」が策定された。基本目標として、①「地方における安定した雇用を創出する」、②「地方への新しいひとの流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、を掲げた。地域拠点都市を中核とする地域全体の産業競争力強化が主要テーマであり、必ずしも農村振興策が中心になっているわけではない。

そして、15年3月に「食料・農業・農村基本計画」が決定された。もちろん、農村の振興に関する施策が具体的に述べられている。ここで注目すべきは、「田園回帰」の流れが生まれつつあることを背景に、「魅力ある農村づくりの取組を進めていくためには、地域の様々な経営規模の農業者や、家族農業経営や法人経営、兼業農家など経営形態等が異なる農業者、さらには地域住民や農村外の人材が、年齢や性別等にかかわらず幅広く参画し、その有する能力等を最大限発揮していくことが重要である」との指摘である。農村の魅力はその地域ごとの多様性にあるのであり、画一的な価値の押しつけは「田園回帰」を想う人たちを逆に遠ざけてしまうことになるだろう。魅力ある農村づくりには多面性が必要なのである。

翻って、今後の「地方版総合戦略」の策定プロセスであるが、「創生戦略」では合計19の「政策パッケージ」を示し、地方が提示されたメニューを組み合わせることで戦略を策定することが求められているようにも読める。しかし、1,800近くもの自治体は、それぞれ多様性の塊であることから、「政策パッケージ」のレベルが地域ニーズに合わないところも多いだろう。中央主導、外来型の改革は、地域の実情を踏まえた内発的な取組み・みずみずしい創意工夫を阻害する。そのことを忘れてはならない。

（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお

今月のテーマ

地方創生と農業，農協

今月の窓

地方をめぐる4つの戦略

(株)農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫

地方の生活インフラ維持の担い手として

地方創生と農業協同組合

一瀬裕一郎 — 2

地域にみる参入の構造と特徴

なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか

室屋有宏 — 20

シンポジウムの記録

「地方創生」はこれでよいか？

——都市農村関係から持続可能な

日本社会のあり方を問う—— — 36

2015年1月31日(土) 会場：一橋大学

談話室

二地域居住を経験して

全国町村会 事務総長 石田直裕 — 18

統計資料 — 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

地方創生と農業協同組合

—地方の生活インフラ維持の担い手として—

主事研究員 一瀬裕一郎

〔要 旨〕

安倍政権が掲げる地方創生には、買い物、交通、教育文化、医療等、地方で人が暮らし続けるために必要な生活インフラの維持が大前提となる。地方によっては、地域に根差し営利を第一義としない農協が、生活インフラの提供者としての役割を期待されているところも多い。実際、本稿で紹介するJAえひめ南、JAハリマのように、地方の生活インフラの担い手となっている農協がある。

組合員間の相互扶助組織である農協が、組合員等のために生活インフラ維持に取り組むことには、確かに妥当性がある。しかし、生活インフラ維持が地域に貢献するとはいえ、農協は採算を考慮しながら取り組む必要がある。生活インフラ維持を持続可能な取組みとするために、農協は行政や他組織との連携を図ることも重要であろう。

目 次

はじめに

(1) JAえひめ南（愛媛県）

1 地方創生に関する政府の動向

(2) JAハリマ（兵庫県）

(1) 地方創生本部の設置

おわりに

(2) 地方創生関連2法の成立

(1) 地方創生に関する論争

2 地域社会に関する農協の動向

(2) 地方の生活インフラの重要性

(1) 第26回JA全国大会

(3) 誰が生活インフラを維持するのか

(2) JA地域暮らし戦略

(4) 農協の取組みの意義と課題

3 農協における生活インフラ維持の取組み

はじめに

2012年に発足した第2次安倍内閣では、地方創生を看板政策のひとつとして掲げた。現在の第3次安倍内閣でもその位置づけは変わっていない。地方創生とは、人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的に持続的な社会を創生することである。

地方創生には、買い物、交通、教育文化、医療等、地方で人々が暮らし続けるために必要な生活インフラの維持が大前提となる。都市では人口が多く、事業を成立させやすいため、生活インフラの供給者は営利企業等、多数存在する。一方で、地方では人口が少なく、事業を成立させにくいいため、生活インフラを供給する営利企業は少なく、誰が生活インフラを供給するのかという問題（例えば、買い物難民等）が生じている。

地方での生活インフラ供給者としての営利企業が十分に存在しないならば、まずは地方自治体が生活インフラを支えることが望まれる。そのうえで、地方自治体だけで支えることが困難な地方においては、地方に根差し営利を第一義としない組織にも生活インフラの提供者となることが求められる可能性がある。地方に根差し営利を第一義としない組織として、住民自治会、社会福祉協議会、NPO、協同組合等が考えられる。

本稿では、それらの組織の中で農業協同組合を取り上げる。農協は、農業振興のみ

ならず、買い物支援や金融サービス等、地域の生活インフラ機能をも担っており、改めて注目されている。日本アプライドリサーチ研究所が行った調査によると、一部の自治体は、農協に「地域の生活インフラ機能の担い手としての役割を期待する」としている。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、地方創生に関する政府の動向について整理する。次に、JA全国大会決議（12年10月）の中での地域社会に関する取組みの位置づけを紹介する。そのうえで、地域の生活インフラの維持に取り組んでいる2つの農協の事例について報告し、最後に農協が地域の生活インフラの維持に取り組む意義と課題を考察する。

1 地方創生に関する政府の動向

(1) 地方創生本部の設置

14年6月に安倍首相が地方の活性化を目的とした「地方創生本部」の設置を表明し、政府は地方創生に取り組むこととなった。

14年9月3日に第2次安倍改造内閣が発足したが、安倍首相は内閣改造に伴い、地方創生・国家戦略特別区域を担当する国務大臣ポストを新設し、石破茂衆院議員を同大臣に任命した。

同日の閣議決定を経て、「まち・ひと・しごと創生本部」（以下「創生本部」という）を設置した。創生本部は「人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域が

それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること」を目的としている。^(注1)

14年9月以降、創生本部は全閣僚をメンバーとする「まち・ひと・しごと創生本部会合」や、首長、研究者、実務者等の有識者委員で構成される「まち・ひと・しごと創生会議」を複数回開催し、地方創生について議論している。

政府は地方創生を実現させるために、今後5年間の施策の方向性を整理した「総合戦略」の原案をまとめた。同戦略には、地方での雇用を安定的に確保することにより、東京圏から転入を上回る人口を転出させ、東京への人口集中を是正すること等が記載されている。

14年12月19日に開催された「国家戦略特区」に関する政府の諮問会議で、安倍首相は地方創生の実現に向けて国が集中的に支援を行う「地方創生特区」を15年春に指定する考えを示した。

また、15年2月12日の衆議院本会議において、第3次安倍内閣の下で初となる施政方針演説が行われた。その中で、安倍首相は「伝統ある美しい日本を支えてきたのは、中山間地や離島にお住まいの皆さんです。医療や福祉、教育、買い物といった生活に必要なサービスを、一定のエリアに集め、周辺の集落と公共交通を使って結ぶことで、小さくても便利な『まちづくり』を進めてまいります。」と述べ、地方（特に中山間地や離島等の条件不利地域）における生活インフラ維持・整備を重視する姿勢を示した。

(注1) 首相官邸(2014)を参照。

(2) 地方創生関連2法の成立

衆議院解散直前の14年11月21日に、地方創生関連2法案（「まち・ひと・しごと創生法案」《以下「地方創生法」という》及び「地域再生法の一部を改正する法律案」《以下「改正地域再生法」という》）が第187回国会（臨時会）で可決成立した。

まず、地方創生法は、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」ことを目的とする。同法の基本理念の1つに、「日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保」(第二条の二)が挙げられている。すなわち、地方の生活インフラ維持が地方創生法の基本理念の1つになっているといえよう。

次に、改正地域再生法は、14年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」で示された「地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築」という方針に沿った内容となっている。かつて省ごとに分かれていた地域活性化関連施策が統合的に運用されることとなり、地域にとって使い勝手の良い仕組みとなった。また、改正地域再生法には、農林水産業の振

興のために農地転用許可の特例等も盛り込まれた（第十七条の二）。

2 地域社会に関する農協の動向

(1) 第26回JA全国大会

12年10月の第26回JA全国大会で「次代へつなぐ協同～協同組合の力で農業と地域を豊かに～」と題する決議が採択された。

この決議では、農協が総合事業を通じて地域のライフラインの一翼を担い、協同の力で豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献することを、農協の将来像のひとつとして掲げている。豊かで暮らしやすい地域社会は農協単独では実現することが容易ではない。そこで、農協は地域社会の一員として、農協組合員、地域住民、NPO、学校、行政等関係機関の地域の多様な主体と協力しながら、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献していくこととしている。

(2) JA地域暮らし戦略

農協組合員や地域住民の生活に関するニーズは、地域によって多様である。それゆえ、豊かで暮らしやすい地域社会の姿もまた、地域によって異なる。第26回JA全国大会決議では、農協が管内の組合員や地域住民の多様なニーズにフィットするサービスの提供を通じて、地域の暮らしを支えるために、農協ごとに管内地域の実情を踏まえた「JA地域暮らし戦略」を策定することとしている。

この戦略は、農協支店等を拠点に組合員

等地域住民の生活を農協の総合事業を通じてサポートし、地域コミュニティの活性化を目指すものである。この戦略の内容は、管内地域の課題に応じて、例えばある農協では子どもを対象とする食農教育に重点を置くが、別の農協では高齢者を対象とする生活支援に重点を置くというように、農協ごとに多様となる。

農協ごとに戦略の内容は異なるものの、生活関連事業のみならず営農事業や信用事業、共済事業等を手掛ける農協の総合事業性を生かして、組合員等の生活を多面的に支援していく点は共通している。

全国各地の農協では「JA地域暮らし戦略」が唱えられる以前から、助け合い組織、食農教育、女性大学等、地域の暮らしに資する様々な活動を実施してきた。JA全国大会で豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献することが今後の農協像として明示されたことによって、「JA地域暮らし戦略」に沿って組合員等の生活を支援する取り組みが従前にも増して本格化していくものとみられる。

3 農協における生活インフラ維持の取り組み

全国各地の少なからぬ農協が、地域固有のニーズに応じて生活インフラ維持に関する多様な取り組みを行っている。本節では、交通と買い物インフラの維持に取り組むJAえひめ南、教育・文化と医療インフラの維持に取り組むJAハリマの、特に独自性の

高い取組みを行っている2農協について、ヒアリング調査に基づき、その内容について紹介する。

(1) JAえひめ南（愛媛県）

a 地域の概要

JAえひめ南は愛媛県宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町を管内とする。1997年に愛媛県南予地域の7農協が合併してJAえひめ南が発足した。その後、09年に柑橘専門農協である宇和青果農業協同組合が合流して現在に至る。管内の高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は30%（14年度）を超えており、いずれの市町も愛媛県全体の値を上回っている（第1図）。全国（13年25.1%）よりも高齢化が進んでいる愛媛県（同28.8%）の中でも、JAの管内は特に高齢化率が高い地域である。

JAの14年3月末の組合員数は21,285名であり、うち正組合員数は12,614名である。

JAの管内は、宇和海に面したリアス式海岸の斜面に柑橘の畑地が連なり、全国有数の柑橘産地となっている。管内で生産される主要な柑橘は、温州みかんやポンカンで

ある。管内の東側には広見川（四万十川の源流）が流れており、広見川の水を利用して稲作や野菜作が行われている。また、山間の傾斜地では栗、柚子、桃も生産されている。

b フェリー「第八くしま」の運航

(a) フェリー運航の契機

宇和島市から約5km沖合の宇和海に人口約1,000人の九島が浮かぶ。宇和島と九島はフェリーで結ばれており、そのフェリーを運航しているのが農協である。

農協によるフェリー運航の沿革は、以下のとおりである。

1949年に盛運汽船株式会社が定期航路事業の認可を受け、宇和島～九島間のフェリー運航を始めた。51年に旧九島農業協同組合が盛運汽船からフェリー事業の譲渡を受け、九島に暮らす組合員らのためにフェリー運航を継承した。これを契機に現在のJAえひめ南に至るまで、農協がフェリー運航を手掛けることとなった。なお、98年からフェリー事業はJAえひめ南から分社化され、子会社の株式会社えひめ南汽船が運営している。

(b) フェリー運航の内容

宇和島から九島を結ぶ唯一の航路であるえひめ南汽船の航路は、船舶以外の交通機関がない海上運送法上の指定区間である。^(注2)また、同航路は05年から補助航路に指定され、^(注3)国庫から補助を受けて運航を続けている。

現在のフェリーは78年竣工の船舶を当時のJA宇和島が中古船として購入し「第八く

第1図 JAえひめ南管内市町の高齢化率
(2014年度)



資料 愛媛県長寿介護課「平成26年度高齢者人口等統計表」

しま」として運航している（写真1）。フェリーの運航時間帯は午前6時から午後9時までであり、宇和島～九島間を1日9往復する。宇和島～九島間の所要時間は約15分であり、九島では、フェリーが蛤、百之浦、本九島の3つの港に順に寄港する。フェリーの運賃は、大人1名390円、普通乗用車1台2,900円である。

九島の人口が減少するのと軌を一にして、フェリーの利用者は年々減少している。89年（平成元年）の年間旅客数は約37万人だったが、13年（平成25年）には約15万人と、四半世紀で6割減少した。しかし、九島から島外の高校へ通学する生徒や宇和島市の病院へ通院する高齢者等、九島の住民にとってフェリーは欠くべからざる生活の足であることに変わりはない。

（注2） 指定区間は海上運送法第2条第11項で規定されている。指定区間の定義は、「船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するもの」である。指定区間では事業者に輸送の安全や合理的な事業運営計画等の基準に加えて、運航日程、運航回数および始終発時刻、旅客の輸



写真1 フェリー「第八くしま」

送能力や自動車の航送能力等のサービス基準を満たすことが必要となる。指定区間の基準についての詳細は、国土交通省WEBサイト等を参照。

（注3） 国庫補助航路となる条件は、①唯一の交通手段であり、②年間25万円以上の赤字が発生している、等である。基準を満たせば国庫補助航路として認可され、国（国交省、総務省）が補助金を交付する。ただし、国の補助金枠は限られ、「標準化」（例えば船員に最低賃金を適用して赤字額を減らす計算方法）等と呼ばれる交付金額の圧縮が行われる。同航路では、国の補助だけで不足する部分について、様々な名目で愛媛県や宇和島市から補助を受けている。

（c） フェリー運航の特徴

本件は、農協がフェリーを運航している全国で唯一の例である。JAえひめ南では後で述べる移動販売車等、地域の住民に貢献する様々な事業を手掛けているが、フェリーはその最たるものである。公共交通機関は存在して当たり前という住民の意識があるので、JAえひめ南では定期航路を存続させること自体が大きな地域貢献だと考えている。

実際、フェリー無しでは九島の生活が成り立たない。食品、日用品、プロパンガス等、生活に必要な物資のほとんどを、フェリーが九島へ輸送しているからだ。なお、JAが九島で販売するプロパンガス等の価格は、JAが宇和島市街で販売する価格と同一である。^{（注4）}つまり、九島までの運賃を商品価格に上乘せせず、JAが負担することによって、九島の住民は宇和島市街と同等の価格で生活物資を入手できるのである。

（注4） 市街地の条件のよい地域は民間営利企業がプロパンガス等の供給を手掛けている。一方、離島や中山間地等、民間業者が手を出さない地域へのプロパンガス等生活物資の供給は、行政等からの要請もあり、JAえひめ南が引き受けざるを得ない。

(d) フェリー運航の課題

えひめ南汽船のフェリー運航における最大の課題は、赤字が続く経営状況である。九島の人口減少によって、旅客収入が年々縮小しており、経営環境は厳しさを増している。1989年度から2000年度の間にフェリー運賃を数回値上げしたが、船の賃料や検査費用の負担が重く押し掛かっている。^(注5)フェリーの安全運航のためには、検査費用等を節減することは難しい。

国や県、市の補助金を受給するとともに、企業努力によって赤字額を圧縮しているが、自助努力だけで経営環境を好転させられる状況ではない。利用者からは増便の要望も寄せられるが、実現は極めて困難である。それゆえ、現状の便数でもフェリーの運航を継続することによって、えひめ南汽船は間違いなく地域に貢献しているということを、利用者に理解してもらうことが大切である。

なお、16年3月に宇和島から九島へ架橋され、えひめ南汽船によるフェリーの運航は、その歴史に幕を下ろす予定である。

(注5) 1989年以降、JA宇和島の時代に、89、93、96年の3度、えひめ南汽船になって2000年に1度運賃を値上げした。船の安全を保つために、1年に1度の中間検査、5年に1度の定期検査が義務づけられている。検査時の代船の備船料は年間800万円である。

c 移動販売車「海遊号」等の運行

(a) 移動販売車運行の契機

近年、JAえひめ南では経営合理化のために、Aコープ等生活店舗の再編・統合やYショップへの転換を進めてきた。唯一の買

い物の場であった最寄りの生活店舗が閉鎖されてしまう高齢者にとっては、近所で食料等を購入できなくなることで、日常生活に大きな支障をきたすこととなる。生活店舗の閉鎖によって、近隣に住まう高齢者の利便性が大きく損なわれてしまうことは避けなければならない。そこで、JAでは13年5月、半島部や中山間地の集落のような周辺に店舗がない地域を中心に、移動販売車「海遊号」の巡回を開始した(写真2)。なお、移動販売車の導入に際しては、店舗の維持費用よりも移動販売車の導入運行費用の方が安価であると説明して、組織決定を得たという。

店舗のない地域の高齢者は言うまでもなく、たとえ近隣に店舗がある地域でも坂道等が障害となり、店舗まで移動することが容易ではない高齢者もまた、日常の買い物に不便を感じている。徒歩で容易にアクセスできる場所まで巡回してくれる移動販売車は、そのような多くの高齢者から強く支持されている。

(注6) Yショップは山崎製パン(株)との契約によるボランティア・チェーン(自発的連鎖店)であり、フランチャイズ方式のコンビニエンス



写真2 移動販売車「海遊号」

ストアとは異なる。コンビニと比べて店舗運営者の自主性や裁量余地が大きい点がYショップの特徴である。JAえひめ南が生活店舗の業態転換でYショップを選択した主な理由は、①取扱商品の自由度（肥料や農薬も取り扱える等）、②営業時間の自由度（年中無休でなくともよい等）、③安価なロイヤリティ（月数万円程度の定額等）、等である。JAえひめ南では、Yショップを小商圏人口（1,000人程度）の地域にフィットしたビジネスモデルと考えている。

(b) 移動販売車運行の内容

JAの移動販売車は、その後14年3月に運行開始した「愛里号」を加えて2台となった。

2台はそれぞれ生活店舗から転換したYショップを拠点に食料品等を積み込み、曜日ごとに決められたルートを巡回している。

海遊号はYショップ遊子店および嵐店を拠点に、宇和海に突き出た三浦半島の宇和島市下波地区および蔭淵地区等3コースを巡回している。また、愛里号はYショップ愛治店を拠点に、鬼北町愛治地区、宇和島市嵐地区等3コースを巡回している。

平日の午前10時頃から午後4時頃にかけて、2台の移動販売車が各コースを音楽を流しながら巡回し、1日に10か所前後の停車場^(注7)で、食料品や日用品の販売を行っている。また、移動販売車では商品の販売だけでなく、注文書の配布・回収、注文品の配達も行っている。

(注7) JAえひめ南では、基本的に1集落に1か所ずつ停車場を設定している。

(c) 移動販売車運行の特徴

JAが移動販売車の運行で特にこだわった点は、荷の積み込みから運転、商品の販

売までの全てを担うドライバーの人選である。利用者と直接触れ合うドライバーは、JAの評判を左右する顔だからである。現在のドライバーは、地域でベーカーリーを営んでいた40歳代の男性と、介護事業所に勤めたことのある60歳代の男性である。いずれのドライバーとも地域に精通するとともに、高齢者の安否や体調に気を配りつつ丁寧な接客を自然に行える優れた人材である。移動販売車を今後増車する可能性があるが、JAでは適性のある人材を確保できて初めて増車できると考えている。

JAは、海遊号を導入する際に、経済産業省の補助金と愛媛県信連の助成金を活用し^(注8)た。それらの支援のおかげで、JAは50万円のみ自己負担で海遊号を導入することができた。なお、海遊号と全く同様の車両装備（冷蔵設備を搭載した軽トラック）の愛里号については、全額をJAで負担して導入したが、後になって14年度に愛媛県信連から半額助成を受けた。

(注8) 経済産業省の「平成24年度地域自立型買い物弱者対策支援事業」、および愛媛県信連の「JAバンクえひめ平成26年度買い物弱者対策助成金」を活用した。

(d) 移動販売車運行の課題

移動販売車を運行している組織の多くが抱える課題であるが、JAえひめ南でも移動販売車の最も大きな課題は、収支が赤字ということである。移動販売車には組合員や地域住民との関係性を強化できる等の資金面以外でのメリットは様々あるものの、甚だしく収支が合わない状況が続くならば、

その運行を継続することが難しくなる。JAでは、移動販売車1台につき1日売上高60,000円あれば収支が合うとみている。最初に導入した海遊号の売上は、徐々にその水準に近づいているが、^(注9)愛里号の売上を海遊号の水準へ高めていくことが当面の課題である。

JAえひめ南は、生活店舗の再編やYショップへの転換をさらに進める予定である。生活店舗の再編に伴い、管内全域を移動販売車でカバーするために、移動販売車をさらに1～2台増車したい意向である。

また、離島住民の生活を支えていくため、JAのみで対処するのではなく、漁協や郵便局、行政等の他組織とも役割分担をしながら取り組むことも視野にいれるべきとの考えである。なお、民間事業者が残存している事業領域や地域について、JAが新たに参入し競合することは意図しておらず、民間事業者の営業を尊重する姿勢である。

(注9) 1日の売上：1,000円/名×5名/停車場×10停車場/日=50,000円/日

(2) JAハリマ (兵庫県)

a 地域の概要

JAハリマは、1991年4月にJAハリマー一宮とJA波賀町が合併して誕生した。その後、94年4月にJAちくさが加わり、現在のJAハリマとなった。JAの管内は、兵庫県宍粟市^(注10)の一部(合併前の一宮町、波賀町、千種町)である。

JAの管内は、全国(05年20.1%)よりも高齢化率が低い兵庫県(同19.2%)にありながらも、全国よりも高齢化率が高い地域であ

る。管内旧町の高齢化率(合併直前の05年2月1日現在)は、一宮町28.0%、波賀町30.2%、千種町32.3%であり、いずれの町も全国平均と県平均を上回っている(第2図)。

管内では過疎化、高齢化が深化しているが、親から独立して農外就業した子どもの世帯が組合員となる等によって、組合員戸数は7～8年前と比べてわずかに増加している(7～8年前4,956戸→直近5,073戸)。

管内では耕種および園芸が盛んであり、主要生産品目は、米、大豆、自然薯、アスパラガス、花き、山菜等である。

JAでは、農家所得増大のために農産物加工や直販を推し進めている。JA自ら所有する加工施設で、管内南部で生産が盛んな丹波黒大豆を正月のおせち商材や煮豆等に加工作し、年間を通じて販売している。また、JAは独自に「ふるさと便」という通信販売を手掛け、自然薯や「雪の下大根」^(注11)を消費者に直接販売したり、道の駅併設の直売所^(注12)で切り花を販売したりしている。そのため、JAが卸売市場へ出荷する品目は、夏秋キウウリと椎茸^(注13)にほぼ限られる。

(注10) 宍粟市は05年4月1日に宍粟郡の四町(山

第2図 JAハリマ管内旧町の高齢化率
(2005年2月1日現在)



資料 兵庫県「高齢者保健福祉関係資料」

崎町、一宮町、波賀町、千種町）が合併して誕生した。

(注11) 管内北部で生産が盛んな大根を雪の中で熟成させた商品が「雪の下大根」である。

(注12) JAハリマには直売所部会があり、400名の部会員が花（露地の菊・百合）を中心に栽培し、道の駅併設の直売所で販売している。

(注13) メインの出荷先市場は姫路市中央卸売市場である。

b 「サンパティオ図書館」の運営

(a) 図書館開設の契機

JAハリマは地域に開かれた「サンパティオ図書館」（以下「JA図書館」という）を有している。開館するはるか以前から、JAハリマでは図書に親しむ取組みを行っており、1987年7月、旧JAハリマー宮は小さな子どもを持つ母親同士の交流の場として、JA本所施設内に母子ふれあい文庫（以下「同文庫」という）を開設した。同文庫には7,000冊の蔵書があり、母子で読書に親しめる施設となっている。また、地元のボランティアグループが同文庫で紙芝居等の催しを開き、利用者に好評を博している。

同文庫の設置から10年後の97年に、JAは、公立図書館がない地域における教育文化の拠点として、JA図書館を宍粟市一宮町福野に開設した（写真3）。JAでは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の地域の住民に対して、JA図書館を通して図書に親しんでもらうと同時に、JAの活動にも理解を深めてもらうことを意図している。換言すれば、JAは、JA図書館を教育文化の拠点のみならず、JAに関する情報の発信拠点としても位置づけている。



写真3 「サンパティオ図書館」外観

(b) 図書館の内容

JA図書館の開館時間は午前10時から午後6時であり、休館日は毎週火曜日、第1、第3月曜日、祝日、年末年始である。司書の資格を持つ職員を含むJA職員2名が配置され、運営にあたっている。

JAハリマ管内の住民ならば誰でも、貸出カードを作成でき、図書を借りられる。一度に5冊まで図書を借りることができ、貸出期間は2週間である。なお、他の図書館との相互利用は行っていない。

JA図書館の蔵書は約38,000冊ある。年間の蔵書購入予算は約200万円であり、利用者からのリクエストを踏まえつつ、図書館職員が新しい図書を毎月購入している。購入する図書のジャンルは、雑誌や漫画から純文学作品に至るまで多岐にわたる。JA図書館は地元の書店からだけでなく、家の光協会等からも図書を購入している。

JA図書館の年間利用者は延べ約6,000名であり、1日当たり20名弱の利用者がいる。利用者の多くは近隣地域に暮らす大人であり、児童や生徒の利用は多くない。^(注14) 児童や生徒は学校が休みの週末にJA図書館を利

用することが多い。

(注14) JA図書館が15年1月に貸出した利用者270名のうち、229名が大人であり、児童や生徒は41名だった。

(c) 図書館の特徴

JA図書館の特徴の1つは、地域の行政や小学校等と協力しつつ、催しを実施していることである。JA図書館では子ども向けの読み聞かせ会をおおむね月1回の頻度で開催しているが、行政が防災無線で読み聞かせ会の告知を行っている。また、地域の小学校と協力し、授業の一環として小学生の訪問を受け入れ図書に親しむ催しを実施したり、移動図書館を巡回させたりもしている。

JA図書館のもう1つの特徴として、農協らしさを指摘できる。蔵書では農業や食料に関する図書が特に充実しており、本格的な農業者のみならず、家庭菜園や料理が好きな地域の住民のニーズに応えている。また、JA図書館と同じ敷地には、JA店舗やAコープ、給油所、および農産加工所が集積しており、図書の貸出から金融サービスや食料品の購入等まで、ワンストップで農協が営む多様なサービスを利用でき、地域住民の生活を支えている。

(d) 図書館の課題等

JA図書館の課題は、利用者が近隣に住む特定の人に限定されていることである。JA図書館ではより多くの人々が図書に親しむとともに、JAについて知ってもらいたいと考えており、利用者を拡大させる方策が検討

すべき課題となっている。

JAは、JA図書館以外でも教育文化活動に取り組んでいる。JAでは、農業高校や大学農学部に進学する生徒に対して奨学金を給付する仕組みがある。将来の地域農業の担い手やJA職員を育てることが、この仕組みの目的である。

c 「みどり診療所」の運営

(a) 診療所開設の契機

診療所を開設している個別農協は全国でも非常に少ない。^(注15)その1つがJAハリマである。

JA管内には、最寄りの医療機関まで数十キロ離れている地域がある。^(注16)また、開業医の高齢化と後継者の不在によって、診療を継続するのが困難となる医療機関が生じている。

このような地域の医療環境を踏まえ、JAは地域の医療サービスを維持することを目的として、「みどり診療所」を1993年に開設した(写真4)。診療所の開設に際しては、旧JAハリマー宮が積み立てていた医療福祉積立金の一部を取り崩して、JA本所から車



写真4 「みどり診療所」外観

で数分の場所に診療所の建物を新築し、診療に必要な設備を導入した。

なお、JAは、診療所だけでなく、デイケアや在宅介護サービスを担う社会福祉法人みどり苑も設立運営している。

(注15) 筆者が調べた範囲では、JAハリマの他に、JA福山市（広島県）、下郷農協（大分県）が診療所を開設している。なお、全国厚生農業協同組合連合会（JA全厚連）が全国で115病院、66診療所（10年3月末時点）を運営しているため、JA全厚連の機関が立地する地域の農協では診療所を独自に開設する必要がない。

(注16) 宍粟市一宮町には公立の診療所がない。同市波賀町、千種町には公立の診療所がある。また、同市山崎町には、公立宍粟総合病院がある。

(b) 診療所の内容

診療所には、診療所長の医師1名、看護師6名、事務員2名、送迎ドライバー1名が、JA職員として常勤している。また、非常勤職員として眼科医1名、理学療法士2名が勤務している。

診療科目は、内科、眼科、理学療法科（リハビリテーション）である。また、リハビリテーションの利用者向けに事前予約制の送迎サービスを実施している。さらに、診療所で受診することが困難な患者に対して、月曜日と水曜日の午後に往診を行っている。なお、処方薬は院内処方している。

診療所開設当初から、同じ常勤医師が診療にあたっている。総合内科が専門の同医師は地域医療に関心があり、診療所に着任する以前に兵庫県但馬地域でへき地医療に従事していた。同医師はみどり診療所で診療にあたるのみならず、地域の学校の校医や地域の事業所の産業医を務め、地域に暮

らす人々の健康管理に貢献している。

(c) 診療所の特徴

JAハリマの医療福祉事業の中核を担うみどり診療所の特徴は、地域の医療を支えているだけでなく、JAが手掛ける他事業等とのシナジーをも生み出していることである。

みどり診療所は、JA職員や組合員に向けて健康維持に役立つ情報を定期的に発信している。診療所の医師は、JA職員の朝会で健康管理について講話を行ったり、組合員向けの広報誌でインフルエンザ等について時宜を得たコラムを掲載したりしている。

また、JAは、組合員や年金友の会の会員に対して、みどり診療所で予防接種や人間ドック等の医療サービスを受ける際に助成金を交付している。つまり、総合農協の特徴を生かして、JAは農協事業を利用する地域の組合員・利用者に対して独自の医療サービスという付加価値を提供している。このような取組みが組合員から支持を受け、例えば管内の年金口座に占めるJAのシェアは約70%と非常に高いという。

(d) 診療所の課題

高齢化が進んでいるなかで、診療所を核とするJAハリマの医療福祉事業が、地域の人々の健康維持に果たす役割の重要性は年々高まっている。地域のJAに対するニーズが高まることは、同時に診療所の職員をはじめとするJA職員の業務負担が重くなることを意味する。JAのみで地域の医療体

制を維持できるわけではない。公立病院等の既存の医療機関と役割を分担しながら、JAが可能な範囲で持続的に地域医療を担っていくことが重要となる。

おわりに

(1) 地方創生に関する論争

14年に安倍首相が地方創生を国政の重点課題として位置づけてから、この国のかたち^(注17)一地方のランドデザインをどう描くか一をめぐる議論が、様々な識者によってなされている。

議論の端緒となったのが、14年8月に刊行された増田(2014)(一連のいわゆる「増田レポート」を新書化したもの)である。同書では、2010年から2040年までの若年女性人口の減少率を全国の市町村ごとに集計し、減少率が50%を超える896市町村を「消滅可能性都市」と位置づけた。^(注18)

それに対し、坂本(2014)は、若年女性人口の減少率の推計方法等の妥当性について疑義を呈して批判している。また、小田切(2014)は論争的な題名の新書の中で、フィールドワーカーとしての具体的な現実認識を基礎に、「今ある農山村は本当に消滅するのか」等の論点について検討している。^(注19)

また、山下(2014)は、安倍政権の地方政策と増田レポートを同一視して行われる批判は的外れであり、安倍政権の地方政策は決して地方を切り捨てるものではなく、むしろ地方が持続できるように支援している^(注20)と指摘している。

(注17)「この国のかたち」は、司馬遼太郎が『文藝春秋』に連載したエッセイのコーナー名。歴史を踏まえつつ、現在および将来の日本のかたちを展望する。司馬は80年代に発表した「江戸期の多様さ」(司馬(1990)所収)と題する随想の中で、多様な価値観の併存こそが独創性のある思考や社会の活性を生むのだが、江戸期とは逆に戦後の日本では社会や価値観の画一化、均一化が進んでおり、「日本はやがて衰弱するのではないか」と記している。地方切り捨てではなく、多様な地方の併存を目指す地方創生は、司馬のいう「衰弱」を回避する施策となりうるのではあるまいか。

(注18) 増田(2014)第1章、および巻末掲載の「全国市区町村別将来推計人口」、等を参照。

(注19) 小田切(2014)vi頁、240頁、等を参照。

(注20) 山下(2014)288頁を参照。著者は、「安倍政権の地方政策と増田レポートとを同一視して行われている批判がある。しかし両者を比較すると、『地方消滅を認め、切り捨てやむなし』とするのか、それとも『地方の力を信じ、しっかりと持続するべく支えていこう』とするのか、その大事な議論の分岐点で方向性はまるっきり異なるものと筆者には見える。」としている。

(2) 地方の生活インフラの重要性

このように今後の地方のかたちをめぐって議論が交わされるなかで、政府は地方切り捨て論には与せず、持続可能な地方のかたちを模索する方針である。

将来にわたって地方を維持するためには、人々が地方に住まえる環境を整備することが不可欠である。安倍首相が繰り返し表明しているように、「中山間地や離島」でも「医療や福祉、教育、買い物といった生活に必要なサービス」を利用できる環境整備が決定的に重要である。換言すれば、地方における生活インフラの維持が、地方創生のためには絶対に満たさねばならぬ必要条件だといえる。

この点については識者も同様の見解であ

る。例えば、山下（2014）は、「いま本当に求められているのは、各地域の生活インフラを保持していくスキームをしっかりと確立することである」と指摘する^(注21)。また、小田切（2014）は、インフラという言葉^(注22)を明示的に使わぬものの、暮らしの「場」の阻害という農山村の生活上の問題^(注22)に対して公的な支援が必要だと述べている。

(注21) 山下（2014）233頁を参照。

(注22) 小田切（2014）は、「農山村では、遠隔地や急峻な地形という地理的条件、豪雪等の気候的条件、そして人口減少という社会的条件により、さまざまな生活上の問題が生じている。（中略）このような多様な問題の発生により、農山村における住民の暮らしの『場』が阻害されており、このことへの対応が必要となっている。それは、基本的には、格差是正の立場からの公的主体による支援となる。」（81頁）とする。

(3) 誰が生活インフラを維持するのか

それでは、地方創生に不可欠な地方の生活インフラを誰が維持するのか。その担い手として、行政、営利企業、NPO、住民組織、協同組合、社会福祉協議会等の地域に存在する様々な組織に、その役割が期待されている。

また、ある組織が単独では対応しきれない場合には、多様な組織が連携して課題に対処することが求められている。例えば、総務省では14年度に「公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業」の中で、行政と民間組織が連携して生活インフラを整備している事例について研究している^(注23)。小田切（2014）も地域づくりを担う主体について、「資金供給は行政であっても、その供給の方法やアフターケアの点では、

機動的なNPOなどの中間支援組織にゆだねることにより、いわゆる『ハンズオン支援』（手取り足取り支援）が期待される」と述べ、行政と民間組織が連携した枠組みを展望している^(注24)。

(注23) 筆者も委員としてこの調査研究事業に参画し、全国の先進事例を視察・検討した。その内容は、総務省（2015）を参照。

(注24) 小田切（2014）156頁を参照。

(4) 農協の取組みの意義と課題

住民自らが生活インフラの維持に立ち上がる事例が増えているとはいえ、先進事例^(注25)であっても、経営は極めて厳しい。そのような中で、地域に根差した協同組合で組合員間の相互扶助組織である農協が住民の取組みを支援する、もしくは農協自らが生活インフラの維持に取り組むことには、一定の妥当性がある。また、生活インフラ維持という地域に貢献する農協の取組みは組合員からの支持を集め、ひいては農協の地域における存在価値を高めることに繋がるだろう。実際、本稿で取り上げた2つの農協は、生活インフラ維持の取組みを通じて地域の人々を支援し、地域に無くてはならない存在となっている。

ただし、生活インフラ維持が地域に貢献し、農協の存在感を高めるとはいえ、採算を度外視してまで農協が取り組まねばならぬわけではないことに留意が必要である。農協の手に余る場合は、速やかに行政等に支援を求めたり、他組織と役割分担したりする等、農協が丸抱えせず無理なく持続可能な取組みのかたちを模索し、その枠組

みの中で農協の役割を果たして行くという姿勢が重要だろう。

また、営利企業が生活インフラ維持に十分な役割を果たしているような事業分野や地域においては、農協が生活インフラ維持に新たに取り組み、営利企業と正面から競争する必要はない。重要なのは営利企業による提供が難しい地方の生活インフラを維持していくことであり、地方（特に離島や中山間地等の条件不利地域）において生活インフラが維持されるように、営利企業と農協が協調していくかたちもありえよう。つまり、地域の状況に応じた適切な農協の関わり方を柔軟に検討していくことが肝要だろう。

(注25) 日本農業新聞14年12月18日付を参照。多くの住民出資型法人が経営難に直面しており、公的な支援が必須であると報じている。

<参考文献>

- ・赤松剛 (2008) 「JAえひめ南における取り組み（離島を結ぶ汽船運営）」『月刊JA』第54巻第1号
- ・一瀬裕一郎 (2010) 「条件不利地域の買い物難民と協同組合」『農林金融』11月号
- ・一瀬裕一郎 (2011a) 「『買い物難民』問題に対する協同組合の取組みと意義」『農業協同組合経営実務』第66巻第3号
- ・一瀬裕一郎 (2011b) 「条件不利地域の買い物難民と農業協同組合」『都市計画』第60巻第6号
- ・岩間信之 (2010) 「地方都市に広がる『食の砂漠』」『季刊地域』第1号
- ・岩間信之・駒木伸比古・田中耕市・佐々木緑・池田真志 (2010) 「特集 食の砂漠：フードデザート」『地理』第55号第8号
- ・小坂田稔・佐藤豊信・駄田井久 (2004) 「中山間地における地域福祉型移動販売確立に関する考察—岡山県におけるアンケート調査から—」『農村生活研究』第47巻第3・4号合併号
- ・小田切徳美 (2014) 『農山村は消滅しない』岩波書店
- ・経済産業省 (2010) 『地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書～地域社会とともに生きる流通～』

- ・小林満子 (2008) 「JAハリマにおける取り組み（図書館、診療所の開設）」『月刊JA』第54巻第1号
- ・坂本誠 (2014) 「『人口減少社会』の畏」『世界』9月号
- ・笹井かおり (2010) 「『買い物難民』問題～その現状と解決に向けた取組～」『立法と調査』第307号
- ・司馬遼太郎 (1990) 『この国のかたち（一）』文藝春秋
- ・首相官邸 (2014) 「まち・ひと・しごと創生法の概要」
- ・杉田聡 (2008) 『買物難民—もうひとつの高齢者問題』大月書店
- ・全国農業協同組合中央会 (2011) 「地域のライフラインを担うJA」『月刊JA』第57巻第4号
- ・全国農業協同組合中央会 (2012) 「『次代へつなぐ協同』～協同組合の力で農業と地域を豊かに～第26回JA全国大会決議（全体像）」
- ・総務省 (2015) 「『小さな拠点』の形成に向けた新しい『よろずや』づくり（『公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業』報告書）」
- ・高梨子文恵 (2014) 「農村の構造変化と『小さな協同』—農協と地域協同組織の連携の可能性—」『協同組合研究』第34巻第1号
- ・田淵直子 (2003) 『ボランティアと農協 高齢者福祉事業の開く扉』日本経済評論社
- ・内閣府地方創生推進室 (2014) 「地域再生法の一部を改正する法律」
- ・日本アプライドリサーチ研究所 (2014) 「地域における農協の役割に関する自治体調査～調査結果の概要～」
- ・日本経済再生本部 (2014) 「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」
- ・増田寛也 (2014) 『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中央公論新社
- ・山下祐介 (2014) 『地方消滅の畏：増田レポート』と人口減少社会の正体』筑摩書房

<参考WEBサイト>

- ・えひめ南農業協同組合 <http://www.ja-eminami.or.jp/>
- ・国土交通省九州運輸局海事振興部 http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kaiji/file01_02.htm
- ・全国農業協同組合中央会 <http://www.zenchu-japan.or.jp/>
- ・ハリマ農業協同組合 <http://www.ja-harima.or.jp/>
- ・まち・ひと・しごと創生本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>

(いちのせ ゆういちろう)

書籍案内



EUの農協 役割と支援策

ヨス ベイマン
コンスタンチン イリオポウロス
クライン J ポッペ 編著
株式会社農林中金総合研究所
海外協同組合研究会 訳

A5判237頁 定価2,500円（税別）農林統計出版（株）

本書はEU加盟諸国の農業協同組合について包括的な情報を提供するものである。日本語のこの種の書籍としては十数年ぶりであり、欧州北西部における合併進捗・国際化・外部資本利用や、2000年以降に加盟した中東欧諸国における農業者の組織化の遅れなど、この間の変化が包括的に捉えられている点が大きな特色である。

EUでは近年、小売や食品など川下部門に対する農業部門の地位を高めることが課題となっており、その主要な対策の一つとして協同組合など農業者の組織化とそうした組織の権限強化に注力している。農産物の生産や価格の決定を市場に委ねる方向で共通農業政策の改革が進む一方、小売や食品など川下部門では少数の大企業への集中が強まっているためである。

EUの行政府にあたる欧州委員会は農協への支援策を検討する基礎情報を得るために、EU全体および加盟各国における農協の実情と既存の政策を調査するための大型研究を委嘱した。研究はワーゲニンゲン大学を中心とするEU各国の大学・研究機関からなるコンソーシアムによってなされ、78冊の各種報告書（国別、農業部門別、各種テーマ別など）が作成された。本書はそれらに基づく最終報告書の全訳である。

本書では制度的環境、フードチェーンにおける地位、内部ガバナンスをおもな分析軸として、農協の発展の現段階と支援策の状況を分析している。その結果、農協の果たしている役割や、法制度の柔軟性や解釈上の安定性が重要であること、社会関係資本と人的資本の重要性などが示された。

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 プロジェクトの構成と方法論
- 第3章 EU加盟諸国における農業協同組合の概況と統計
- 第4章 農業の8部門における協同組合の実績
- 第5章 内部ガバナンス
- 第6章 フードチェーンにおける地位
- 第7章 国際協同組合と多国籍協同組合
- 第8章 制度的環境：歴史、社会および文化的側面
- 第9章 制度的環境：法的側面と政策支援措置
- 第10章 主な結論および対抗力に関する合意
- 第11章 実務に関する結論

購入申込先……………農林統計出版（株） TEL 03-3511-0058
問い合わせ先……………（株）農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700

二地域居住を経験して

2014年実施された内閣府の調査によると、都市に住んでいる人たちの3割以上が、将来、農山漁村地域に定住したいと希望しているという。特に、20歳代の若い人の4割近くが農山漁村への定住希望という。定住までいかななくても、農村地域に一時的に滞在したり、住んでいる方と交流したいという人まで入れると、相当の人が農村地域にあこがれていると考えられる。いわゆる「田園回帰」という現象は、数年前から指摘されていたが、これらの数字からも今後、さらに、農村志向が本格化してくるのではないかと予想される。

私自身も、2年前から二地域居住を実践している。正直に申し上げますと、私の発案で二地域居住を始めたのではなく、女房が勝手に近県に移住したことが原因で、結果的に二地域居住になったということである。

移住交流を官民で推進する「(一社)移住・交流推進機構(JOIN)」が8年前に設立され、私自身、設立に携わったこともあり、移住交流の実態はある程度承知しているが、中高年になってからの移住は、ご主人が言い出しているケースが多い。一方、奥様の方は、地域でのつながりもあり、どちらかといえば消極的であるケースが多い。

私の場合、このケースと全く反対で、女房が先に移住したものである。当方は仕事の関係もあり、週末だけ、移住先に滞在しており、言ってみれば、普段は単身赴任の状態である。

女房は、若い頃から野菜づくり、花づくりが結構好きで、公務員住宅にある小さな共用の畑でも一所懸命、野菜栽培に精を出していた。子どもも就職し、家を出て行ったので、ついに長年の希望を実現するということで、あれよあれよという間に実行に移したという次第である。

週末だけの二地域居住であるが、実際、やってみて驚いたのは、私のような人が結構多いという発見である。週末の夕方の新幹線は満員状態で、乗客もネクタイ姿が多く、自宅に帰るという感じの人たちで一杯である。さらに、月曜の早朝の新幹線も座れない場合があるという状態となっている。新幹線で毎日通勤している人も多いのだろうが、二地域居住の方もかなりいるようである。

単身赴任を経験したことがない私にとっては、不自由なこともないわけではない

二地域居住であるが、週末の開放感は何ものにも代え難いし、やってみると野菜づくりも、難しいが実に面白い。女房の命令の下、穴を掘ったり、土を入れたりするだけであるが、野菜がうまくできたりすると、達成感もあり、また、朝から無農薬の新鮮な野菜が食べられるのも有り難い。近所の人たちは、従来からの住民の方と私のような新参者との混合であるが、両方の方から、分野の違った有意義な情報をいただき感謝している。

私が実践しているくらいであるから、今後、ますます田園回帰は本格化して行くことは確実であるが、政府も東京駅前に「移住・交流情報ガーデン」を設けるなど、これまで以上に移住に力を入れることになっている。

本格的な移住にあたり、中高年の方が最も心配なのは、やはり医療の確保ではないだろうか。子どもと別に暮らすことを望む高齢者の多いアメリカで、高齢者コミュニティ(CCRC)が多く誕生しているのも、医療などの心配をせずに快適に暮らしたいという希望の表れと思われる。

日本でも、日本版CCRCの研究が始まったが、実際の制度設計では、アメリカの場合とは、かなり事情が違うということも考慮する必要がある。アメリカの場合、公的医療保険がないに等しく、CCRCに居住している十分な所得のある人は、自分で民間の保険に加入している。したがって、CCRCの誕生によって、その地域の住民の保険料が上がるということはないが、日本の場合、国民健康保険財政に影響しかねないという問題がある。住所地特例など、一定の配慮も必要になるかと思われる。

また、できる限り孫と遊びたいという高齢者が多いことにも注意が必要であろう。田園居住の理由の一つに、孫が夏休みなどに遊びに来るということを理由にする人も結構いる。アメリカの場合、もちろん孫はかわいいものだが、一緒に子どもと住むまでではない、むしろ別に住みたいという人がほとんどだといわれる。このため大学との連携など若い人との交流の場を設けることなども検討課題であろう。

今後、地方では介護需要が減少していき、むしろ都会で介護難民が発生するといわれている。移住促進は、地域活性化のためだけではなく、国民全体の生活の質の改善という意味からも国・地方挙げて、今以上に対応されることを期待したい。

(全国町村会 事務総長 石田直裕・いしだ なおひろ)

なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか

—地域にみる参入の構造と特徴—

主席研究員 室屋有宏

〔要 旨〕

農地制度改正後、企業の農業参入は大きく増加しており、特に市場規模、物流・アクセス、企業集積等に恵まれた大都市近郊での伸びが顕著である。企業参入の増加傾向は、人口減少・低成長という環境変化に対する企業や地域の適応として捉えることができる。

企業参入の増加は今後も続く可能性が高いものの、地域差が大きく、現状その経営面積は日本全体の1%に及ばない。また参入企業は、農業技術が不十分なため安定的生産に問題を抱えている場合も多い。

企業を一律に先進的経営体と捉え、農業の構造改革、成長戦略の旗手とみなすのではなく、参入企業と地域農業の有機的連携を着実に積み上げていくことが、いま必要であろう。企業にとっても持続的な事業発展のためには、あくまで農業が地域の社会関係のなかで営まれていることを理解し、地域との共存共栄を積極的に図ることが不可欠な条件である。

目 次

はじめに

(1) 参入の地域別類型化

—課題の設定—

(2) 青森県

1 農地制度改正後の変化

(3) 埼玉県

(1) 大きく伸びた参入

(4) 福井県

(2) 大都市近郊での参入増加

(5) 兵庫県

(3) 大企業の参入増加

(6) 熊本県

2 なぜ企業の農業参入が増加するのか

4 企業参入の現段階と課題

(1) 参入の枠組み変化

(1) 農業技術の問題

(2) 地域の行政支援

(2) 地域との共存共栄

(3) 地域の資源条件

(3) 地域主導の企業参入へ

(4) 企業側の要因

(4) 99%のための農地制度

3 地域にみる参入構造と特徴

(5) 「不得手な領域」としての農業

はじめに

—課題の設定—

2009年末の農地制度改革後、企業の農業参入は大幅に増加すると同時に、参入における地域的な特徴や差異が明確になってきている。

一方、これまでの企業の農業参入に関する分析は、制度変化とそれに対する個別企業の意向や戦略が中心であった。^(注1) 参入は最終的には各企業の選択によるが、制度改革後の変化を踏まえると、企業と参入地域の相互関係を基軸に捉える視点が不可欠であると考えられる。

本稿は、こうした観点から、企業の農業参入を企業と地域（主に県レベル）の二者関係を軸に検討し、地域ごとの参入構造や特徴について検討したい。

なお、本稿では土地利用型農業を対象に、農地リース方式による参入を中心に論ずる。その主な理由としては、参入データがある程度利用可能なためである。現実の企業の農業参入では、農業生産法人の設立や出資による進出も多いが、統計上、企業が関与する部分だけを捕捉することができない。

(注1) 例えば、企業参入の近年の代表的文献としては八木宏典編集代表（2013）がある。3部構成で300ページを超える同書は、第1部で業種別の参入実態と農業経営の成立条件、第2部で異業種からの参入企業が持ち込んだ農業経営のマネジメント手法、第3部は参入企業が地域農業にどのような貢献ができるかについて、18の個別参入事例をもとに論じられている。

1 農地制度改革後の変化

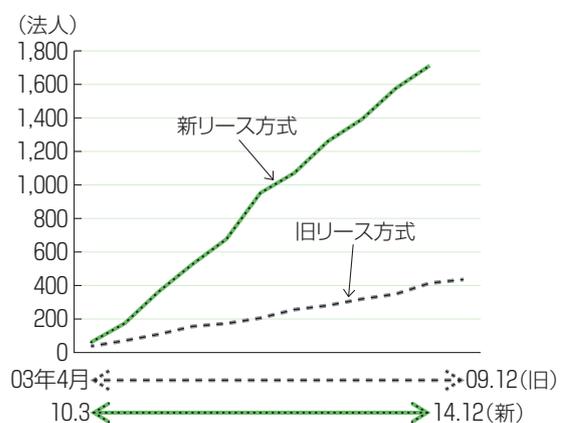
(1) 大きく伸びた参入

企業（「農業生産法人以外の法人」の意。以下同じ）が農地を賃借し直接農業を行う制度は、構造改革特区（02～05年）で始まり、05年から特定法人貸付事業（～09年）として全国展開された。同事業は農地法の例外規定として、市町村等が地権者から農地を取得し企業に貸し付け、また企業は参入に際して市町村と協定を結ぶ仕組みであった。

しかし、参入可能なエリアは市町村がそれぞれの「基本構想」において「遊休地、または遊休地となる懸念がある地域」に限定されており、そもそも基本構想に参入可能エリアを設定しない都府県もあった。

09年末の農地制度改革により、特定法人貸付事業は廃止され、企業が担い手のひとつと位置づけられ、一定のルールの下で農地賃借による企業参入は自由化された。農地の権利移動は企業と地権者の関係が基本

第1図 農地リース方式による参入数の新旧制度



資料 農林水産省データ

となり、参入エリアの制限も撤廃された。制度改正後、企業の参入ペースは、改正前と比較して約5倍になっている（第1図）。

（注2）農地リース方式について、農地制度改正の前後をそれぞれ旧リース方式、新リース方式と以下、呼ぶことにする。新リース方式の内容、条件については、室屋（2010）参照。

（2）大都市近郊での参入増加

旧リース方式下での参入地域は、北東北、信越、山陰、鹿児島県などの農村地帯が中心であった。参入主体では、小泉政権下で工事受注が大幅に削減されるなか雇用維持を目的とした地場建設業によるものが多かった。地方の企業では、経営者や従業員が農業者であることも多く、農業は農地保有の点からも参入障壁が低かった。

ところが、制度改正後の参入エリアでは、埼玉、静岡、愛知、兵庫県等の大都市近郊で顕著に伸びている（第2図）。

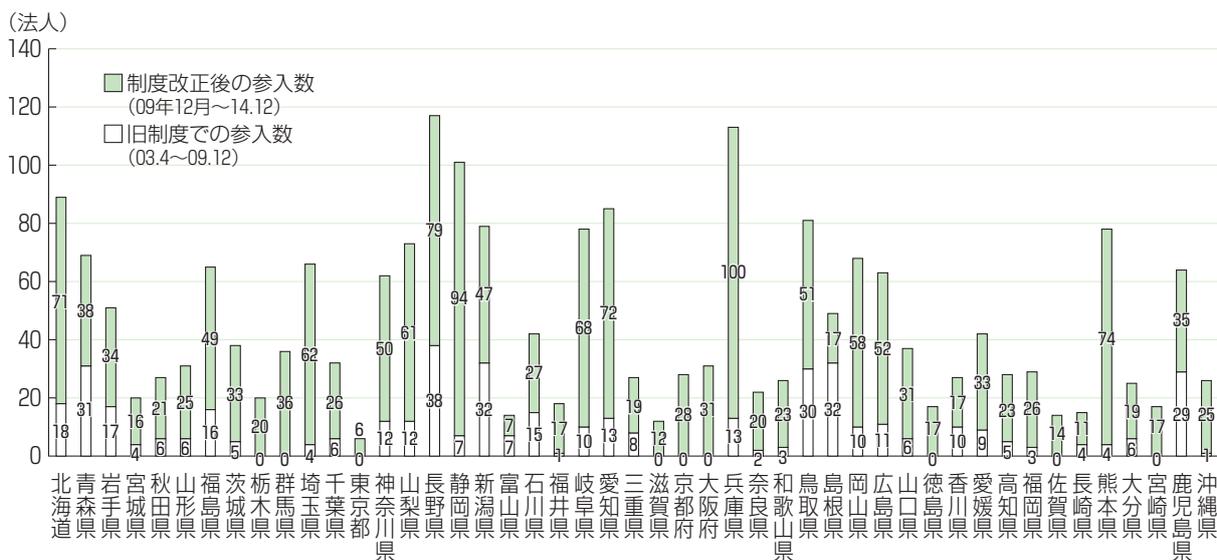
また、参入企業の業種構成は、改正前（09年9月時点）の建設業37%、食品関連19%、その他44%から、改正後（14年末）は建設業のシェアが11%と大きく後退し、代わって食品関連が最大になるとともに、多種多様な業種からの参入がみられる（第3図）。

作目においても、改正前は野菜のシェアが39%で最大であったが、改正後は43%とさらに拡大している。米麦等は17%で変わらないが、16%あった果樹の割合は9%へと大きく低下している。

以上をまとめると、リース方式での企業の農業参入が制度的に自由化されたことで、①地域では大都市近郊、②作目では園芸分野の割合、③業種では食品関連のシェアが高まった。

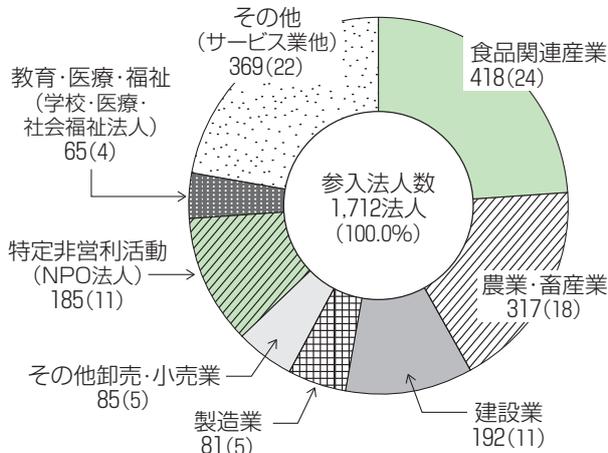
これと対照的に、旧リース方式下で建設業を中心に参入が多かった地域では、相当数の撤退が確認されている（第4図）。

第2図 新・旧リース方式による都道府県別参入状況



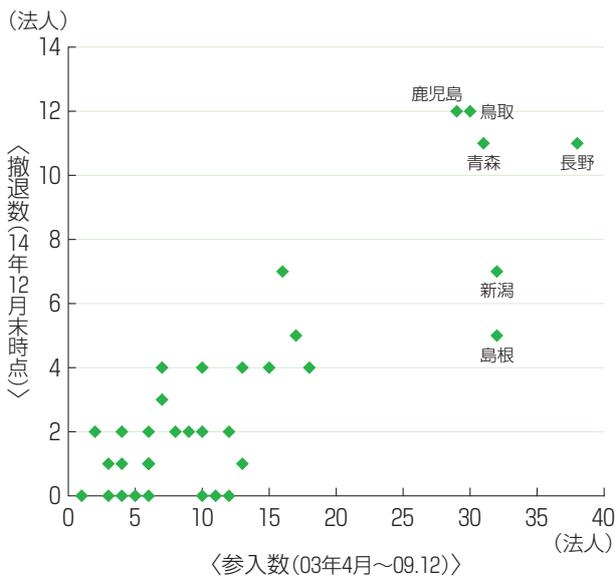
資料 農林水産省データ

第3図 新リース方式での参入法人の業種別構成 (2014年末)



出典 農林水産省ホームページ

第4図 旧リース方式下での参入数と撤退数



資料 農林水産省データ

(注) 旧リース方式による参入法人のうち、14年12月末時点で営農が確認されていないものを撤退数とする。

(3) 大企業の参入増加

制度改正後、大手企業の参入も増加している。大手の参入は、08年前後に続発した食の安全・安心を揺るがす事件や世界的な穀物高騰等を契機に変化し始めていたが、制度改正はこうした流れを加速させたといえる。イトーヨーカドー、イオン、ローソン

など、日本を代表する小売業が、10年以降、全国規模で農場展開を行っている。

3社の参入は経営戦略や進出形態において大きな違いがみられるが、全国に展開する商圈・物流網に合わせ自社農場を配置し、PB (プライベート・ブランド) 野菜の調達強化を図る点で共通している。

また、13年頃から食品関連以外の、製造業、不動産、ゼネコン、鉄道等の業種が、植物工場を含む大規模な施設園芸への進出も注目される (次頁第1表)。こうした業種においては、企業の農業参入の増加、また政府により農業成長産業化、大規模経営が推進されるなかで、自社技術を活用した植物工場や農業でのICT (情報通信技術) 利用等は、将来性のあるビジネスとの見方が強まっている。

この他にも、障がい者雇用の法定雇用率を達成するため特例子会社を設立し、農業参入する事例も増加している。農林水産省によると、11年6月現在で318社の特例子会社があるが、そのうち60社程度が農業・食品関連分野に進出している。大手では、タマホーム、コクヨ、クボタ、NTTデータ等が、特例会社を通じた農業参入を行っている。

(注3) 大手小売の農業戦略については、室屋 (2007, 2014) を参照。

2 なぜ企業の農業参入が増加するのか

(1) 参入の枠組み変化

参入エリアをはじめ制約が大きかった旧リース方式下では、企業と制度との関係が

第1表 2013年以降の主な大手企業の農業参入事例

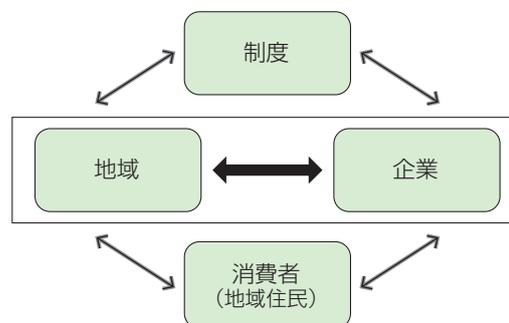
受入時期	会社名	農業分野	事業内容
13年	3月 平和堂	葉物野菜	・関連生産法人による水菜、ネギ生産の水耕栽培、障がい者の就労支援
	7 富士通	レタス	・会津若松市にある半導体工場を植物工場に転換(復興庁・経済産業省の実証事業)、病院等向けの低カリウム野菜栽培
	東急建設	パプリカ	・自社遊休地(茨城県美浦村)を活用した国内最大級のパプリカ植物工場(2ha)
	8 パロー	ブナシメジ	・ブナシメジ生産の農業法人の子会社化、複数の農業法人の経営権獲得の方針
	9 三井不動産	レタス・ハーブ等	・LEDを利用した国内最大級の植物工場。千葉大発の農業ベンチャー「みらい」と組む
14年	3 阪神電鉄	植物工場	・高架下の空き建物を改装し、完全人工光型の植物工場を開設
	オリックス不動産	植物工場	・兵庫県養父(やぶ)市の廃校になった小学校の体育館を使って整備した「植物工場」竣工
	東急不動産	農地再生事業	・日本リノ・アグリ(千葉市)を農業生産法人などと共同で設立し、当面80haの農地再生に取り組む
	三井物産	トマト	・太陽光を利用した国内最大級のトマト生産工場。三井物産49%、サラタポウル51%出資
	4 双日	ハウス施設園芸	・障がい者・高齢者等に優しい施設園芸の農業法人「マイベジタブル」設立。東レ建設等2社と組む
	5 ローム	植物工場	・農業分野に参入すると発表。LED照明やセンサーの技術を活用して植物工場の運営などを目指すとみられる
	7 壱番屋	レタス	・15年2月にもレタスなどの栽培を始め、早ければ年度内に東海地方の自社店舗へ野菜を供給する
	8 岡谷鋼機(鉄鋼商社)	トマト	・宮城県松島町でトマトを栽培する農業生産法人を設立、同社の食品卸事業との相乗効果も期待
	キッコーマン	トマト	・子会社日本デルモンテアグリが千葉県の農業生産法人に出資し、フルーツ系トマトの生産
	9 東芝	植物工場	・横須賀市の遊休施設を活用、年間300万株のリーフレタス、ベビーリーフ等を生産、年間3億円の売上げを目指す
10 サミット	白菜等	・山梨県の農場で白菜の自社生産を開始、耕作放棄地を活用し無農薬によるネギ、レタス生産も計画	
大林組	フルーツトマト	・省エネ・低コストの人工光型植物工場を千葉大と共同開発	

資料 新聞報道、プレスリリース等
 (注) 内容は基本的に発表時のもの。

参入の決定要因であったといえる。これに対して、制度改正後は参入が基本的に自由化されるなかで、企業と参入を受け入れる地域の二者関係を基本的な枠組みとして想定できる(第5図)。

ここでの地域の要因は、2つに分けられる。1つは自治体で(県レベルが中心だが市町村のケースも)推進される行政支援である。もう1つは、各県ごとの人口・消費市場規模、企業の集積度、流通機能、立地等に加え、農業生産・農地条件など、外在的

第5図 企業参入を取り巻く主体間の関係



資料 筆者作成

に規定される条件や賦存量である。そうした条件をここでは「資源条件」と呼ぶ。企

業は自身の意向・戦略とともに、地域の行政支援や資源条件を総合的に検討し参入について意思決定をすると考えられる。

このモデルでは、消費者（ないし地域住民）は間接的なアクターである。企業は消費者に対する訴求を考慮に入れる、また県等の自治体は参入による地域活性化、雇用や税収増等の意向を持つ。企業参入に関する消費者、地域住民の評価や態度は、行政や企業部門に影響を与え、長期的に制度変化をもたらすと考える。

(2) 地域の行政支援

企業参入に対する行政支援には地域差があるが、グローバル化や日本経済の低成長の下でかつてのような工場誘致が難しくなり、他方で企業の参入に対する自治体間の競争等もあって、総じて農業参入に対する支援は積極化する傾向がある。

都道府県を対象に実施された調査（11年1月）によると、回答のあった39道府県のうち、33県（85%）が「企業等の農業参入を推進していく」、4県（10%）が「要望があれば対応」としており、「推進しない」はわずかに2県のみであった。^(注4)

支援内容では、相談窓口の設置は22県、ソフト事業の実施（企業の技術習得、商品開発等）が27県、ハード事業支援は15県で実施されている。

(注4) 共同研究「企業等の農業参入支援プロジェクト」成果報告書（平成24年3月）リーダー県：熊本県

http://www.pref.fukui.jp/doc/seiki/furusatotijinetwork_d/fil/026.pdf（15年3月31日アクセス）

(3) 地域の資源条件

地域の資源条件についても、大きな地域差がある。例えば、都道府県別の食品加工業（食品製造業と飲料・たばこ・飼料産業とする）の付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）と農業産出額の全国に占めるシェアをプロットしたのが第6図である。

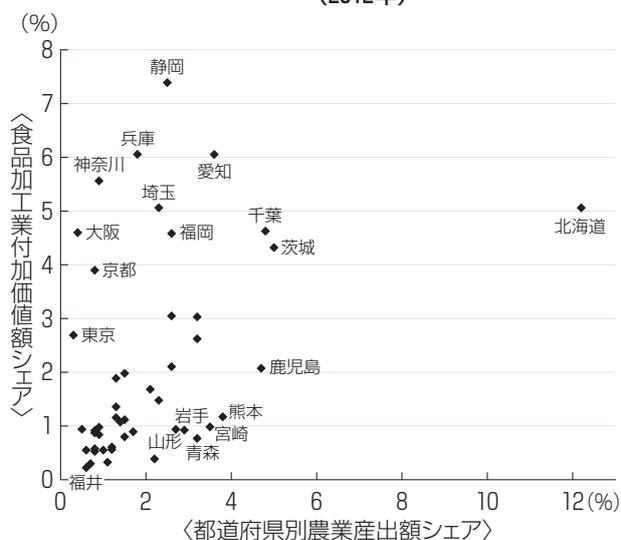
食品加工業の付加価値額シェアが高い地域は大都市エリアに集中しているのに対して、北海道、東北、南九州といった日本の主たる農業地帯のシェアは総じて低い。

食品関連産業の集積地は資源条件の有利地域として、参入が大幅に増加している地域とほぼ重なる。制度の自由化により、企業参入は資源条件を軸に経済地理的に決定される度合いが強まっているといえる。

(4) 企業側の要因

農業参入の意思決定は企業によるが、企

第6図 都道府県別農業産出額シェアと食品加工業付加価値額シェア（2012年）



資料 経済産業省「工業統計」、農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

業サイドの農業に参入するプッシュ要因（押し出す力）も大きくなったと考えられる。

大手も含めて農業参入する企業は、基本的に内需産業でありグローバル化への対応に限界がある。特に、農業参入の大宗をなす内需型地場企業では、人口減少・市場飽和に強く直面している。そうした企業にとって農業参入は、低成長の下で「多業化」「多能工化」、またもともと農家であった地場企業が再び農業に向かう「再農民化」による生き残り戦略という性格が強いといえる。

近年では大手企業の参入が業種の広がりをみせつつ増加しているが、こうした参入においても、農業の収益性に引き付けられたというよりは、激しい競争のなかで「農業に出ざるを得ない」、または「農業を持たざるリスク」に押し出されたという色彩が強いとみられる。ただし、大手による植物工場、農業でのICT活用等の取組みは、こうした性質とは異なる面がある。

農業の場合、産業としての身近さや分かりやすさ、さまざまな目的との接点の持ちやすさという特性も、参入業種の広がりにつながっている。大手を含めて、食品関連以外の多様な業種で、CSR（企業の社会的責任）、地域貢献、環境、雇用維持等、多様な目的を掲げた参入がみられる。

近年の農業参入の増加は、制度改正を大きな契機としつつ、地域サイドが企業を呼び寄せるプル要因、また企業側のプッシュ要因が共振する関係の中で生まれている。こうした関係は、メディアや政治的に増幅

され、現在のブームのような参入状況につながっていると読み解くことができよう。

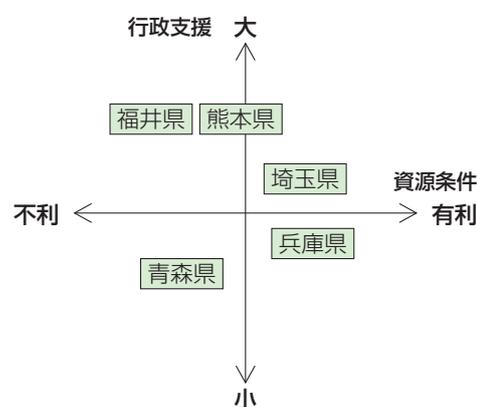
3 地域にみる参入構造と特徴

(1) 参入の地域別類型化

企業参入の全体的な構造変化を踏まえて、地域（県レベル）ごとに現在どのような状況にあるのか、参入実績の多い5県（青森、埼玉、福井、兵庫、熊本）について具体的にみしてみる。

地域の行政支援と資源条件を軸に、5県のおおまかなポジションを図示したのが第7図である。埼玉、兵庫は資源条件に恵まれる一方、両県の参入支援は相談対応が主である。これに対して、青森、福井、熊本の資源条件は不利な面があるが（熊本の農業生産条件は優位）、福井、熊本の行政支援は手厚い。青森は資源条件が不利で、かつ行政支援は強くないと分類できる。

第7図 行政支援と資源条件からみた5県のポジション



資料 筆者作成

(2) 青森県

a 建設業からの参入が依然中心

青森県は旧制度下で参入が最も多かった県のひとつだが、現在も農業参入は建設業の不況対策としての性格が強い。13年3月末で県が把握している参入企業数は（植物工場は対象外）、55法人（農業生産法人、リース方式の合計）^(注5)であり、業種では建設業の割合が09年度の83%から低下したものの62%と依然大きく、これに対し食品業は3%から9%へと小さな上昇にとどまっている。

建設業の主な参入動機は、雇用維持や建設機械の活用等である。全国的には建設需要は回復基調にあるが、青森県ではその波及はまだ弱い。他方で、建設企業数がさほど減少しないなか、大都市圏での人手不足等の影響から地方の建設業界の経営環境は厳しい。

農業参入についての県の支援としては、相談窓口は設けているが、専門部署やスタッフは配置していない。一方、建設業からの参入に対しては、新分野進出支援として補助金や工事入札時の格付けに加点される制度がある。

(注5) 以下5県の参入数は農業生産法人を含む。また各県により参入法人の定義は異なる。

b 参入、撤退ともに増加

青森県では参入は増加傾向にあるが、同時に相当数の撤退が起きている（第2表）。建設業を中心に経営者自身が農地を保有しているケースが多く、比較的容易に参入できるが、実際農業の難しさに直面し撤退する事例が多い。これに対し、農地を賃借す

第2表 青森県における企業の農業参入の推移

	09年度	10	11	12	合計
新規	45	9	5	14	73
撤退	4	4	7	3	18
累計(ネット)	41	46	44	55	55

資料 青森県資料

るケースでの撤退は少ない。これまでのところ撤退に伴って大きな問題は生じていないが、参入に際しては理念や経営体力が必要である。県では、参入には「意欲と技術の習得」が必要であり、技術習得には最低でも2、3年はかかるとみている。

地域との関係からも、企業参入に対してはまだアレルギーが根強い。こうした背景もあり、参入は同一地域からのものがほとんどであり、農地の権利移動は農地法3条による相対取引が一般的である。

建設業からの参入では、8haまでニンニク栽培を規模拡大した事例や自社のトウモロコシ、ワサビのブランド化に成功した例がある。しかし、全体として、参入は建設業からの単発的なものがほとんどであり、参入後の安定的生産、販路等に課題を抱えている企業が多いといえる。

(3) 埼玉県

a 大きく伸びた参入

埼玉県での農業参入は、制度改正前は13法人にとどまっていたが、改正後は大きく伸び14年末で75法人（農業生産法人が12法人、残りはリース方式）となっている。

参入業種では、食品が31%、次いでNPO

17%、農業（企業の農業子会社等）16%、製造5%、建設4%、販売3%、その他24%の順である。建設業の参入割合は小さいが、問い合わせ数は増加傾向にあり、東京オリンピック後を見据えた新規事業として検討する企業が多いという。

行政支援としては、制度改正を契機に、参入支援窓口を立ち上げ、2人の専門スタッフを配置している（14年度から1人）。「農地斡旋から契約まで」のワンストップ・サービスを掲げ、相談対応、事業計画をつめた段階で市町村への農地照会、農地の権利調整支援を行っている。埼玉県の場合、企業の受入れに実績があり、前向きに対応する市町村もあり、そうしたところとの連携も多い。これまで参入した75法人のうち県が主導したのは3分の1で、それ以外は市町村と連携によるものである。農地の権利移動は、ほとんどが利用権設定である。

参入支援では、地権者に承諾を得るのが推進の一番の課題である。実際に農家に打診する段階で、合意に至らないケースも多々ある。農地中間管理機構については、現状のところ市町村により温度差がある。

人的サポート以外の県の支援としては、耕作放棄地の整備に100万円を上限に助成を行っている程度である。埼玉県の場合、多様な農業生産が可能なことに加え、なんといっても巨大市場へのアクセスの良さが参入を呼び込んでいるといえる。

b 撤退は少ない

埼玉県では、これまでのところ撤退数は

3法人と少ない（NPO法人が2法人、第3セクター企業が1法人）。参入後の経営については調査を行っていないが、「もうかっている所は少ない」とみられる。企業は栽培がしやすいとの判断から露地野菜を選択することが多いが、実際に安定的生産を行うことは難しい。こうした問題もあって、最近では水耕栽培を指向する企業が増加している。

参入後の経営が安定しているところは、営農をしっかりと行い周囲の信頼を得て、地域から農地の委託や栽培技術指導等を受けているといった特徴がみられる。

(4) 福井県

a 県による企業的園芸の推進

福井県は05年度から企業の参入促進を開始し、現在は専門スタッフを1人配置している。福井県では、特定分野の参入に対し、手厚い支援を実施しているのが大きな特徴である。

14年2月末時点、31法人が参入しており、そのうち14法人が県北部のあわら市、坂井市三国区に位置する坂井北部丘陵地（以下「北部丘陵地」という）に集中している。また、11法人が県南部嶺南地域の電源開発エリアに植物工場を設立している。

福井県は水田中心の農業の転換を図る目的で、大規模な露地および施設園芸、植物工場による「企業的園芸」を振興しており、その担い手として手厚い行政支援を通じて企業参入を推進している。

企業的園芸の推進のため、ハード事業としては参入法人の目標販売額に応じて5,000

万円または7,500万円を限度に、施設整備等の3分の1ないし2分の1を助成している。また、ソフト事業（マーケット調査、商品開発、研究等）についても、県が2分の1を補助している。

企業の園芸のもうひとつの柱である植物工場に対しては、施設整備等に対して1.5億円を限度に、県が3分の1を補助する他（目標販売額は6,000万円以上）、電力コストに対する大幅な優遇措置が提供されている。

b 北部丘陵地の状況

北部丘陵地は国営総合農地開発事業として、80年代半ばに完了した約1,000haの優良畑地である。しかし、90年代半ば以降、農家の高齢化により担い手の確保が難しくなり、現在では農地の約3分の1が遊休化している。

北部丘陵地には、同地域の農業振興、担い手確保を目的に、あわら市、坂井市が運営する「丘陵地農業支援センター」（以下「センター」という）があり、特に新規就農者支援に力を入れている。これに加えて、遊休地対策に対応するため、センターは05年から県内外の農業生産法人や企業の参入支援を始めた。

企業参入では全国的にも国営開発農地を利用した参入事例が多い。こうした農地は畑地が中心のため、担い手不足から遊休化しやすく、他方で水田のように地域との関係が複雑でないため企業を受け入れやすい、また企業側もまとまった農地確保のメリットがある。

北部丘陵地には、15年から営農を始めるイオンの子会社も含めて、現在14社が参入している。業種は種苗、福祉、運送、商社、仲卸、小売など多様である。

センターはあくまで「地域農業を守る」ことを第一の役割とし、企業の農業参入では県と連携し農地斡旋も含め参入企業と地域の調整役を担っている。参入に際しては、センターが集落に十分な説明を行い、地元の注文や要望を企業に伝えることを重視している。参入後も、センターが県、地元農協、普及センターとともに、月1回の参入企業と個別に「連絡会」を開催し、農業経営をサポートしている。

近年の気候変動もあって、参入企業が持つ栽培技術レベルでは、安定的な営農は容易ではない。かつてドールがアスパラガス栽培で参入し、1年で撤退し地域に不信感を残すということもあった。特に、県外企業は最初から「大きな青写真」を持って参入することが多いが、概して「想定が甘い」とセンターは指摘する。

福井県には新規就農者が先進農家にて研修する「里親制度」や「園芸カレッジ」などの技術支援制度がある。センターは県と連携し支援を積極的に行っており、また「ねこの手クラブ」による農家への作業支援を実施している。

センターはこうした支援を、参入企業に利用してもらうことで、地域への定着を図っている。さらにセンターは参入企業に対し、地元農協の施設利用や加工野菜部会の設立等をサポートし、企業参入のメリット

を地域に波及させる役割を果たしている。

(5) 兵庫県

a 幅広い業種からの参入

兵庫県では農地制度改革を機に「ビジネスとして農業を狙っていた」企業の参入が急増している状況にある。改正前は参入可能地域も限られており5法人の参入に過ぎなかったが、15年1月末時点で、農業生産法人を含め105法人が参入している。兵庫県の状況は、埼玉県など大都市近郊型として共通性が高いといえる。

全体の参入業種の割合は、食品関連が約2割、建設が15%ほどで、残りは製造業、造園、電機・通信、運輸、NPO等と多様である。地場の有力企業のスーパー、酒造メーカー、バス会社からの参入もある。また、近年では植物工場を含む施設園芸に関心が高まっている。

一方、これまでの撤退は12法人、この中には農業生産法人に転換した5法人も含まれるため、実質的な撤退は多くはない。撤退の理由では、農地の賃借期限の終了、経営者の方針変更などである。

兵庫県の行政支援も埼玉県の内容に近い。本庁に参入支援専門スタッフが1人配置され、セミナー等で外部への周知、相談対応、必要に応じて市町村への農地照会等のサポートを実施している。これ以外では、参入初期の負担軽減支援として、技術、経営ノウハウ取得等のソフト事業として、1社50万円を上限に支援する軽微なものである。

参入相談は、県内13か所の出先機関、普

及センターでも対応しているが、全体としては企業が独自に農地を確保するケースの方が多という。農地の権利移動は、利用権設定が多い。

b 参入企業による玉ねぎ生産振興

兵庫県の場合、淡路島や但馬、丹波地区では建設業からの参入も多い。特に、淡路島では、知名度の高い玉ねぎ生産への参入相談が、制度改革後、北淡路農業改良普及センター（以下「普及センター」という）で増加した。普及センターでは、当初は地域との調和や撤退懸念等から、企業参入に慎重な対応を取っていたが、①企業の熱意、②従業員の大半が農家で一定の技術を有する、③経営者等が農地を保有、④資金面の確保、など参入の初期条件をクリアしていることが分かった。^(注6)

他方、全国3位の生産量を誇る淡路島玉ねぎも、担い手の高齢化等に伴って02年以降作付面積が縮小している。普及センターとしても、大型機械化体系による玉ねぎ産地の再生を最重要課題としていたことから、企業の意向を普及センターの目標に誘導した。

特区活用で参入していた1社に続いて、島内では11社が11年度末までに参入し、このうち7社が玉ねぎ栽培に現在取り組んでいる。普及センターでは、特に地元の建設関連4社、運送業1社を重点的支援対象に選び、「攻めの普及活動」として、地元農協と連携しつつ、①機械化体系の導入、②経営指導、③参入企業間の連携、④6次化・

農商工連携による販売強化、等のトータルの経営支援に取り組んだ。

この結果、11～13年度に参入企業が新規に15haの作付けを行い、既存農家と同等の収量を達成した。参入企業が生産した玉ねぎは、同じく参入企業が設立した処理工場ですべて加工され、島内の食品加工企業で最終製品化されるなど、地域内での6次化、フードチェーンの高度化を誘発させている。こうした連携もあって、通常は農業参入後、3年以内の黒字化は難しいとされるなかで、建設関連2社が2年目で黒字化を達成、また11社中10社が経営規模を拡大させている。

この取組みでは、行政等のきめ細かい支援とともに、①淡路島玉ねぎがブランド化されていた(北海道産の倍くらいの単価)、②玉ねぎ栽培が安定的生産(気候変動の影響を受け難い)や機械化体系になじむ、③参入企業が一定の農業技術を有する、④地域ぐるみの6次化での協力、など参入企業にとって望ましい条件が重なったケースといえる。反面、こうした条件がそろわないと、企業参入で短期に経営を安定化することは難しいことがうかがわれる。

(注6) 山口(2014)参照。

(6) 熊本県

a 順調な参入実績

熊本県では09年に知事特命を受け、企業の農業参入支援に関するプロジェクトを庁内横断で立ち上げた。制度改正を受け、農林水産部担い手・企業参入支援課の中に、参入支援班を設置し、現在5人のスタッフ

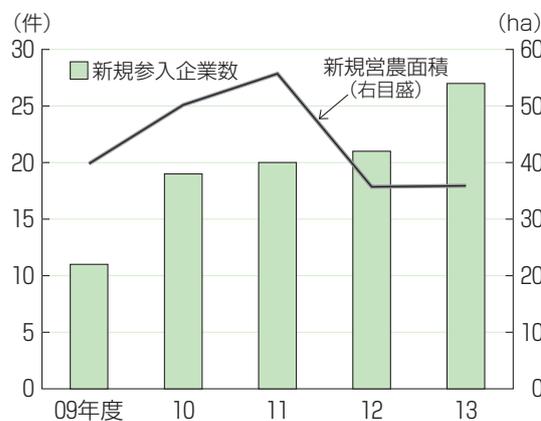
がいる。他県と比べ人員が多いのは、参入支援とともに、農業のアグリビジネス化やICTの推進も担当しているためである。

県は企業を「地域の中心となる農業経営体」と位置づけ、「15年度末で100社」の参入を目標にしている。参入支援では、入り口から出口までの「ワンストップ」のサポートを掲げ、企業訪問による提案を積極的に行っている。

参入件数は順調に増加しており、13年度までの累計は87法人98件(農業生産法人とリース方式の割合はほぼ半々、複数市町村での参入はそれぞれカウント)である。参入支援開始から5年間に、340人の新規常用雇用、85haの耕作放棄地が解消され、また13年度における販売金額は13億円に達する、などの実績を挙げている(第8図)。

参入企業の内訳は、県内79件、県外19件、業種では食品関連が最多の32件で、次いで建設業が16件と続き、特に食品関連が伸びている。作物では野菜類51%(うち露地31%、施設20%)、米麦17%、果樹12%の順である。

第8図 熊本県における参入企業数と営農面積
(各年度新規ベース)



資料 熊本県資料

ハーブ、オリーブ、薬草等、新規作物が導入される事例もある。

熊本県の場合、手厚い参入支援とともに、恵まれた農業生産条件が企業参入を引き付ける大きな要因である。特に、野菜は高低差を生かしリレー栽培が可能な点が強みとなっている。

参入地域は県内で平均化しているが、県は過疎化が進む県南地域のアグリビジネス化を図る「くまもと県南フードバレー構想」を推進しており、これに企業参入をリンクさせる取組みを行っている。

b 地元配慮を第一に置いた参入支援

県の参入支援は、企業に地域への配慮の必要性を理解してもらい、地域の担い手として根づいてもらうことを最も重視している。そのため企業から相談を受けた段階で、十分に事前説明を行い、県内に11か所ある出先機関と情報共有しながら、県、市町村、企業との間で協定を締結する方式を推進している。

参入後のフォローアップも拡充させており、継続的に栽培技術や資金面での相談対応、年1回企業への個別訪問等を実施している。さらに、参入企業間のネットワーク形成を図るため、販路、技術等課題ごとに研究会の開催、外部バイヤー等とのマッチングなどの場も設定している。

これ以外に県独自の支援策として、参入企業の初期投資に幅広く活用できる補助金がある。参入企業の雇用、農地利用面積等をポイント化して、500~1,000万円を上限

に費用の3分の1を助成している。また企業が加工施設等を整備する場合、県が3分の1ないし2分の1補助している。

こうした支援もあって、撤退は今までのところゼロであるが、参入企業で経営が順調なところは現状まだ少ないとみられる。参入後3作くらいは試行錯誤の段階であり、事前のしっかりした営農計画、本体の体力、地元からの技術支援が重要な役割を果たすと、県はみている。

4 企業参入の現段階と課題

(1) 農業技術の問題

企業の農業参入は、地域と企業の意向が共振するなか、全体として今後も増加基調が続く可能性が高い。特に、大都市近郊では恵まれた資源条件に誘引される形で、園芸作物を中心に着実な伸びが予想される。

これまでの企業参入を巡る議論では、入り口の農地制度が中心であった。しかし、リース方式による参入が自由化され、農地の流動化も方向として進展するなかで、農地確保のハードルは相対的に小さくなっている。一方で、参入に伴う課題としては、農業技術習得の難しさ、安定生産が容易でないことがクローズアップされてきている^(注7)。

こうした背景からも、企業の栽培対象は園芸作物でも自然制御がある程度可能か、機械化しやすい作物や栽培方法に関心が向かっている。植物工場やICT活用への企業の高い関心も、裏返せば企業にとっては農業者レベルの生産技術の習得が容易でない

ことを物語っているといえる。

農業参入ブームの一方で、企業の営農実態や経営環境は決して容易でないとみられる。参入企業が生産を軌道に乗せることができないならば、参入ブームが今後「調整」されてくる可能性もある。

(注7) この点は日本政策金融公庫の「平成24年度企業の農業参入に関する調査」(13年3月)からもうかがえる。参入企業の経営課題(156社が回答)の上位3項目(複数回答)は、参入前は農業技術(69.2%)、販路開拓(60.8%)、農地確保(56.7%)であるが、参入後は農業技術(49.5%)、生産経費(47.7%)、販路(46.8%)に変化する。特に、農地確保は参入後に24.8%へと大きく低下するが、農業技術は高止まり状態にある。

(2) 地域との共存共栄

参入企業が経営課題、特に技術問題を克服していくには、企業が地域との関係の重要性を再認識する必要がある。地域との関係という場合、地域農業との調和を維持し、トラブルを起ささないという認識にとどまっているのが一般的であると考えられる。

しかし、企業が長期に持続可能な事業を目指すには、先述した淡路島の事例のように、地域と共存共栄を図ることが不可欠であろう。農地、技術、人材、情報等、参入後の経営発展のための重要な経営資源は、地域や地域との関係性の中にある場合が多い。

共存共栄を図る観点からは、参入企業が地域に明確な形でメリットを波及させることも重要である。企業は担い手不足の代替者を超えて、新規作物、新たな販路、効率的な生産方法、6次化等を通じ、地域農業のイノベーションを進め、相互に利益を得る高次の共生関係の構築が期待される。

もともと企業参入には、こうした先進性、革新性が期待されており、行政支援も参入支援から、事後の経営発展のフォローアップや6次化・農商工連携への誘導の動きがみられる。しかし、現段階では企業参入が地域農業全体の底上げに波及する動きは、全国的にはまだまだ微弱といえる。

(3) 地域主導の企業参入へ

企業参入は行政主導で始まり、農地制度改革を受け、大都市近郊を中心に企業主導の色彩が強くなっている。これに対して、実際企業を受け入れる各地域が、企業をどのように受け入れ、地域活性化に役立てるかという発想が希薄にみえる。

企業参入を地域主導に転換し、企業と地域がメリットを得る共生関係の構築のためには、地域として企業に期待する役割は何か、企業に何を提案していくかといった構想力を持つことが大切であろう。地域には、農業技術をはじめ企業が保有しないさまざまな資源がある。こうした地域資源を戦略的に使って、地域活性化に企業を活用していく柔軟な発想が求められる。

こうしたアプローチにおいては、やはり農協が積極的な役割を果たすことが重要であろう。地域差があるが、農協の対応も多様化が進んでいる。参入企業に対して農協側が技術指導、部会設置、農業生産法人への出資、また企業が農協に出荷し、施設利用する事例もみられる。

大半の参入企業の経営規模は小さく(リース方式で平均3ha、1ha未満が63%)、営

農の持続性に困難さを抱えている企業も多いとみられる。農協は企業を一律に捉えるのではなく、地域連携を視野に置く企業との合弁事業や連携等の「攻め」がもっとあってもいいのではないだろうか。

地域農業の振興を考える場合でも、同質性が過度に強い成員間では十分議論が行われず意思決定の質が低下する懸念がある。農協自ら多様な主体の声を取り入れつつ、地域の価値を高めていく戦略性が必要だろう。

(4) 99%のための農地制度

農地制度改正後、企業の参入が予想を超えるペースで増加する一方で、依然として農地制度が参入企業の経営発展を阻害しているという見方から、農地所有が可能な農業生産法人制度の見直しを求める動きが根強くある。^(注8)

こうした主張に対しては、企業参入の実態を踏まえ、以下のような点から時間をかけた慎重な検討が有用だと思われる。

第一に、企業を農業の成長戦略、構造改革の旗手とする見方についてである。参入企業の経営総面積は増加しているものの、リース方式全体で5,121ha（14年末）であり、これは日本の農地面積452万haの0.1%に過ぎない。これ以外に農業生産法人の設立や出資による農業経営があるにしても、企業による農地利用の割合はごく周辺的である。また、制度改正後の参入は大都市近郊での園芸分野に集中しており、企業参入が農業の構造改革に与えるインパクトは限定であると言わざるをえない。全体として1%に

も満たない参入企業の視点での農地制度ではなく、あくまで99%以上を占める農業者や地域社会のための制度であることが原則であろう。

第二に、参入企業を「先進的な農業経営体」とア priori に想定する誤りである。既にふれたように、参入企業の経営規模は概して小さく、高い農業技術と生産性を持つ経営はまだ少なく、企業の営農は総じて模索段階にあるといえる。現実には地域によっては撤退も相当数発生しており、今後増加してくるリスクも否定できない。

第三に、参入企業にはそもそも農地所有の意向が存在しないのが通常である。特に参入が伸びている大都市近郊では、農地価格が収益還元価格を大幅に上回っており、所有の合理性は乏しい。

一部の企業が農業生産法人を指向するのは、農業生産法人が「地域の存在」として、農業施策の点で一般法人より有利であるか、企業が子会社である農業生産法人のコントロール権を確実にしたいという点が主である。

いうまでもなく農業は地域社会と分かち難く結びついており、この下で農業生産法人はたんなる経済主体としてだけでなく、地域社会に対して長期的な責任を持つ存在である。例えば、外国人が営農目的外で農地所有するリスクも否定できないこと等からも、企業が「地域の成員」として営農するには一定の条件が存在することは妥当性があるだろう。あくまで農地制度は長期的観点から、地域に暮らす人々の社会関係の尊重

と合意が優先されるべきである。

リース方式による農業参入は既に自由化されており、農業生産法人についても企業経営者が農業者として設立主体となることは一般的に行われている。より農地制度を緩和すれば農業や地域活性化が一層進むとする言説は、参入企業が直面する現状からしても、現時点では神話に近いものであるといえよう。

(注8) 農地制度の見直しについては、農林水産省・地域の活力創造プラン（改訂版、14年6月24日）において、農業生産法人の要件のうち①役員要件は、役員等のうち1人以上が農作業に従事、②構成員要件では議決権を有する出資者のうち、非農業者の割合は2分の1未満については制限を設けない、としている。また、さらなる農業生産法人の要件緩和や農地制度の見直しでは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する」とある。加えて、農業生産法人の規制緩和では、リース方式の解除条件や原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとするとしている。

(5) 「不得手な領域」としての農業

ヒックスが適切に指摘したように、農業は資本主義にとって支配することが難しい「不得手な領域」である。工業でさえ多額な固定投資を要し、利益実現に不確実性が伴う。いわんや農業は、天候や作況の不安定性や土地を含め自然への働きかけの時間の長さ等を考えると、工業と比較にならないほどリスクが高い分野である。

技術進歩や行政支援等があっても、農業の持つ本質的な難しさは、現在でも解決されたわけではない。それにもかかわらず、

農業参入が増加する背景には、日本が置かれている経済・社会環境が大きいといえる。農業参入の大半は地場企業によるものであり、そうした動きは農業の資本主義化というよりは、多業化、再農民化による環境変化への適応という性格が強いと考える。

多くの地場企業にとって、農業がそれぞれの地域の個性ある生態系と長い歴史の経過の下で育まれてきたことを理解することは難しくないだろう。参入企業が地域農業の価値を尊重し、地域とともにその価値を高める協調行動の選択こそが、企業の長期的利益につながるといえよう。

<参考文献>

- ・原洋之介（2013）『アジアの「農」日本の「農」——グローバル資本主義と比較農業論——』書籍工房早山
- ・ヒックス, J.R. (1995)『経済史の理論』（新保博・渡辺文夫訳）講談社
- ・室屋有宏（2007）「企業の農業参入の現状と課題——地域との連携を軸とする参入企業の実像——」『農林金融』7月号
- ・室屋有宏（2009）「増加する大企業の農業参入——その背景と戦略——」Web.『農中総研 調査と情報』9月号
- ・室屋有宏（2010）「農地制度改正後の『企業の農業参入』を考える——重要性が一層高まる企業と地域の関係——」『農林金融』6月号
- ・室屋有宏（2013）「増加する企業の農業参入と質的变化」『Business Labor Trend』9月号
- ・室屋有宏（2014a）「大手小売の農業参入戦略——統合と連携の論理——」Web.『農中総研 調査と情報』7月号
- ・室屋有宏（2014b）『地域からの六次産業化～つながりが創る食と農の地域保障～』創森社
- ・八木宏典編集代表（2013）『農業経営への異業種参入とその意義』（日本農業年報No.9）農林統計協会
- ・山口岳人（2014）「タマネギから始まる参入企業（新たな担い手）の経営安定と地域農業の活性化」『技術と普及』2月号

（むろや ありひろ）

＜シンポジウムの記録＞

「地方創生」はこれでよいか？

—都市農村関係から持続可能な日本社会のあり方を問う—

2015年1月31日（土）会場：一橋大学



【プログラム】

- ＜主旨説明＞ 山下英俊（一橋大学大学院 経済学研究科 准教授）
- ＜開会挨拶＞ 村田光二（一橋大学 副学長） 大竹和彦（農林中央金庫 常務理事）
- ＜基調講演＞ 保母武彦（島根大学 名誉教授）「地方創生」政策はこれでよいか
—自然資源活用による地方再生—
藤井絢子（特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク 代表）
食・エネルギー自給を通じた地域自立の道
植田和弘（京都大学大学院 経済学研究科 教授）
再生可能エネルギーと持続可能な地域づくり
- ＜報告＞ 石田信隆（農林中金総合研究所 客員研究員） 農業・農村の未来を語ろう
佐無田光（金沢大学 人間社会学域 教授） 東京にこそ日本の危機の本質がある
- ＜パネルディスカッション＞ エネルギーと食料から考える、都市と農村の持続可能な関係
司会・進行：山下英俊 パネリスト：上記の基調講演者・報告者5名
- ＜総括発言＞ 寺西俊一（一橋大学大学院 経済学研究科 特任教授）

—開会挨拶—

—総括発言—



村田光二
一橋大学 副学長



大竹和彦
農林中央金庫 常務理事



寺西俊一
一橋大学大学院 経済学研究科
特任教授

本記録は、農林中央金庫が一橋大学に開設している寄附講義「自然資源経済論」の一環として開催された市民公開シンポジウムの概要を農林中金総合研究所の責任においてとりまとめたものである。

<主旨説明>

山下英俊（一橋大学大学院 経済学研究科 准教授）

本学では2009年度から農林中央金庫より寄附金をいただき、「自然資源経済論」プロジェクトを立ち上げております。本プロジェクトの目的は、本日のシンポジウムのテーマである「地方創生」とも非常に密接に関係しています。自然資源経済論は、まず、それぞれの地域の自然的基盤となる、地域に存在している自然資源を持続可能な形で利用・管理すること、そしてその基盤に立って、地域の経済・社会を持続可能な形で営んでいくことのできる政策を考えることを目的としています。

14年12月に出された「地方創生」政策は、字面だけは理想的に見えますが、その裏側

にある人口減少問題やグローバル化、あるいは東日本大震災のような不確実性・リスクへの対応といった今日的な課題のなかで、都市と農村がそれぞれに持続可能な関係を築いていくにはどうしたらよいかを改めて考える必要があります。

そこで、「自然資源経済論」プロジェクト2期6年の研究成果報告の一環として、都市と農山漁村地域の関係から「地方創生」政策を問い直すシンポジウムを開催いたします。



<基調講演 I >

「地方創生」政策はこれでよいか ——自然資源活用による地方再生——

保母武彦（島根大学 名誉教授）

出発点は人口問題

「地方創生」論の出発点は、人口問題にあります。日本の全人口の将来推計をみると、2010年は約1億3,000万人ですが、これが2040年には約1億700万人に減り、2060年にはさらに約8,600万人まで減っていきます。しかも当面65歳以上の高齢者は増え、その一方で若い世代は減っていきます。

14年5月に日本創成会議から地方消滅に関するレポートが出されました。これによると、2010～40年の間に20～39歳までの若い女性が5割以下に減少することが見込まれる「消滅可能性都市」は、現在の自治体数のおよ



そ半数、896自治体にのぼるとされています。そのなかでも自治体の総人口が1万人未満の523自治体は、「消滅可能性が高い」とされました。これらの自治体が実名で発表されたので、非常に大きな衝撃を与えました。

14年の全国世論調査によると、人口減に不安を持っている人は84%、将来の自治体運営が困難になると感じている人は62%にものぼります。人口減少は大変な問題であるという世論も高まっています。

安倍内閣は、人口問題への対応として「地方創生」を行うため、7月には内閣で体制をつくり、9月には「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させました。

「長期ビジョン」と「総合戦略」

14年末、まち・ひと・しごと創生本部から「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像が発表されました。基本目標には2060年に1億人程度の人口を維持することが据えられ、その実現のために3つの視点が掲げられています。第1に、就労や結婚、子育てなど、若い世代の希望を実現すること。第2に、東京一極集中に歯止めをかけること。第3に、地域の特性に即した地域課題の解決です。

このうち、第3の地域課題の解決については、全国を大きく3つに類型化しています。1つめは、東京を中心とする大都市圏。2つめは、20万人以上の規模ぐらいの地方中枢拠点都市、あるいはいくつかの市を集めた定住自立圏。3つめは、中山間地域、

条件不利地域等です。

そして、地方支援と切れ目のない施策の展開のため、各自治体は、15年度内に「地方版総合戦略」を策定することになりました。そして16年度以降には具体的取組みが行われるということですから、相当なテンポの速さで進められています。

それぞれの地域類型の課題を整理しましょう。まずは東京を中心とする大都市圏です。日本創成会議は、東京を世界有数の国際都市とし、活力の維持向上を図るとしています。また、安倍内閣の政策では、東京を中心に「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」を行うとしています。

しかし、まち・ひと・しごと創生政策の基本方針では、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけるとしています。東京の成長なり経済機能の強化を掲げながら、一方で地方からの人口流出を抑えるということですから、矛盾しています。実際、東京では、東京オリンピックに絡んだ大規模な公共施設の建設、あるいは防災対策ということで、公共投資が進んでいます。

東京への人口流出に歯止めをかける一方で、東京の働き手を確保する方法としては、外国人労働者の受入れが挙げられています。しかし、韓国であれば、国が責任を持って外国人の雇用を処理していますが、日本は国が一切関係を持たず、民間企業に一任ですから、様々なトラブルが出てきます。ですから、単に海外から労働者を受け入れればよいという問題ではありません。

また、雇用の関係では、非正規雇用の問

題が深刻です。パートやアルバイト、契約社員といった非正規雇用は、13年時点で雇用全体の37%にもものぼっております。特に女性の場合、大学・大学院卒者でも非正規雇用が36%を占めています。専門学校・短大・高専卒だと54%と半数以上、高卒だと66%と約3分の2が非正規雇用です。しかも、これは一生涯固定化されがちです。非正規雇用者の賃金水準は低く、これでは結局結婚も出産も子育てもできません。しかし、「地方創生」の議論では、このことについてはほとんど出てきません。

次に、地方中枢拠点都市です。地方中枢拠点都市とは、農村からの人口流出をプールするとともに、東京などの大都市から地方に人を呼び込むための拠点となる人口規模20万人程度の都市です。この地方中枢都市を各地に構築しようということで、公共投資なども集中することでしょう。

しかし、地方中枢拠点都市の構築によって若者を呼び込むことは可能なのでしょうか。日本企業は、この間に生産拠点を海外に移しており、製造業のうち70%以上が海外進出しているというデータもあります。円安でも恩恵を受けられず、国内の就業機会が増えないという構造ができあがってしまっています。

例えば、静岡県浜松市では、基幹産業である自動車・二輪関連の工場が次々と生産中止や生産縮小を決めています。優秀な地方工業都市である浜松市ですらこうした状況なのに、地方に青年たちが移り住む条件はできるのか疑問です。

中山間地域政策と「農村たたみ」

3つめに、中山間地域等です。これについて基本方針が示しているのは、高齢者をはじめとする人たちが心豊かに暮らすこと、そして、「多世代交流・多機能型」生活サービス支援を行うということだけです。要するに、高齢者問題だけで、産業問題に触れておりません。

農村問題について、政府の基本方針の一番の問題点は、食料問題が一切中心に置かれていないことです。エネルギー問題の視点もほとんどありません。食料とエネルギーの視点なしに農村問題を語るというのは、さすが東京の官僚だといわざるを得ません。

東京大学の神野直彦名誉教授が「西日本新聞」で次のように書いておられました。太平洋戦争前の1939年、厚生省は「産めよ、殖やせよ」と人口増を推奨しました。人口問題が取り上げられたのはその時以来今回で2回目ですが、人口増を語るときには、個人の人格や個性は一切議論されません。これを読んでなるほどと思いましたが、それが今まさに進んでいるように思います。

「地方創生」の目的は一体何でしょうか。私は、地方自治の土台である地域の経済・社会を変更するのが目的だと思っています。つまり、明治大学の小田切徳美教授が批判している「農村たたみ」、農村をたたんでしまおう、終わらせてしまおうというのが本質なのでしょう。

人口増加・地方活性化の先進事例

農村は単に「たたまれる」だけかという

と、そうではありません。小規模な自治体でも人口減対策を進め、着実に人口を増やしている事例もあります。

北海道東川町や福島県大玉村、長野県原村、長野県下條村などは、数十年にわたって一貫して人口を増やしており、合計特殊出生率も高水準を保っています。最近注目されているのが島根県です。例えば、邑南町や飯南町は、広島県との県境、中国山脈の真ん中あたりの一番不便なところですが、若い女性が子育てに移住してきています。

北海道下川町も注目される自治体のひとつです。ここは旭川市から自動車でも1時間半ほど北上したところにあります。ここでは、「森林総合産業」と「エネルギー自立」を掲げており、役場と森林組合が中心となって、地元の技術と資本を用いて数年先に電力も熱も100%自給するという取組みを進め、過去3年人口増加に転じています。

先ほど「地方創生」論にはエネルギーの視点がないと指摘しましたが、下川町は木質バイオマス事業によって、とことんエネルギーを産業化しています。期待される経済効果としては、林業・林産業の生産額が30億円程度のプラスになります。また、これをもとに波及効果がありますから、町全体の経済規模も10億円程度増えます。さらに、林業・林産業の従事者も107人増えるという数字が出ています。

隠岐諸島の島根県海士町も、最も成果をあげてきた自治体のひとつだと思います。この10年間の取組みで、若い女性・青年のIターンは482人、Uターンは312人にもおぼり、町の人口2,342人のうち約34%を占めています。彼らのほとんどは20~30歳代ですが、都市で職を失って海士町に来たわけではなく、社会の役に立てる「場」を求めてやってきました。また、島内の県立高校では、入学者が減って廃校の危機が迫ったため、「島留学」ということで島外からの入学者を募りました。希望者は定員の3~4倍にもおぼり、28人が入学しています。

社会的共通資本に着目を

昨年亡くなられた元東京大学教授の宇沢弘文さんは、自然環境や社会的インフラストラクチャ、制度資本を社会的共通資本と呼びました。これらは、人間的尊厳や魂の自立、市民的権利の最大限の享受を保証するものです。下川町や海士町でも、自然資源を活用して社会的インフラを維持しています。そして、現在これらの自治体が力を入れているのは教育や医療、福祉です。

雇用の場ができれば若い人が移転するという議論だけでは不十分だと思います。社会的共通資本に着目しながら、その地域の実態に合わせて具体的な取組みを行うことが必要なのではないかと思います。

<基調講演Ⅱ>

食・エネルギー自給を通じた地域自立の道

藤井絢子（特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク 代表）

滋賀県東近江市で菜の花プロジェクトを行ってきた藤井と申します。人口減少が著しいこの町で、菜の花プロジェクトが何を行ってきたかについてお話しいたします。

菜の花プロジェクトは、環境や福祉、医療といった様々な分野の主導的なプログラムを立ち上げてきました。それをもとに地域の人たちが具体的なプロジェクトとして展開し、生業につなげ、次々と地域経済が回るような仕組みを築き上げています。

人口減少の中で

東近江市の人口は、2014年12月1日現在で11万5,613人です。菜の花プロジェクトを始めたのは、10年前の合併で東近江市の一部となった愛東地区です。合併当時、愛東町の人口は5,700人程度でしたが、徐々に減少しています。

『地方消滅』（増田寛也編著）は市町村単位で議論されていますが、私たちはもっと細部を見るため、集落ごとに2040年までの人口動態を分析しました。東近江市には、252の集落があります。一部森林地域には、若い人が森林組合に就職するなどして人口が減らない集落もありますが、50%以上減ると予想される厳しい集落も少なくありません。

各集落では、プロジェクトのメンバーたちが、農林漁業や里地里山の問題、地域の

小さな企業の問題など、自分たちの集落それぞれが抱える問題を洗い出す作業を始めています。単に人口が減ることを確認するだけではなく、医療や福祉、環境の問題も含め、自分たちの地域にどう生業をつくっていくか、どうやったら東近江地域全体が持続可能になれるかを議論しています。

高齢化についても調べ、取組みを始めています。例えば、地区内にはお年寄りが夫婦2人で住んでいる家がたくさんあります。そこで、6～7年前から、こうした家を中心に農家民宿や民泊を始め、現在合わせて80軒ほどになっています。町には農山村体験ということで、首都圏の学校が修学旅行でやってきますが、300人くらいで泊まりに来ても、1軒に4人くらいずつで受け入れられる態勢が整いました。

これによってお金が落ちる構図ができていますが、何よりの成果は、受入先のご夫妻が元気になることです。また、都会の生徒たちにとっては、田植えや芋掘り、餅つきなどが貴重な原体験の機会になります。

菜の花プロジェクトの経緯

菜の花プロジェクトでは、「地方創生」の



議論で抜けている食やエネルギー、支え合いの構造などについて、具体的な取組みを模索しながら続けています。

菜の花プロジェクトでの地域づくりは、40年前に琵琶湖の水環境再生の運動からスタートしました。行政が環境再生の施策を立てるだけでなく、地域住民が琵琶湖を汚しているという加害者性を自覚し、自ら活動するという、70年代の「せっけん運動」が土台となっています。

90年代になって、地球温暖化問題が注目されました。私たちの「せっけん運動」のベースは、ごみになる天ぷら油を活用することでしたが、今度はこれをエネルギーにするということで、バイオ燃料に取り組み始めました。それと同時に、全国で耕作放棄地の増加問題にも取り組み、地域全体を持続可能にするために活動してきました。

食への取組み

滋賀県で高校が統合されるという話が持ち上がった際、地域の農業高校が真っ先に候補に上がりました。農業高校は、田づくりから加工まで、いわば地域の食の6次産業化に取り組んでいます。菜の花プロジェクトとしては、地域になくてはならない宝だということで、一緒に「高校生レストラン」の取組みを始めました。おかげで高校の受験者数が増え、統合されずに済みましたし、卒業生が農家レストランに就職するといった成果も出てきました。

食への取組みは活動の前提ともいえるものです。菜の花プロジェクトで全国からお

客さんが来たとき、町の人はここには何もないと言っていました。そこで、各家の家庭料理を並べ、見て味わう「家庭料理大集合」という取組みを行いました。春夏秋冬の料理とお正月料理、それにデザートとの6つのラインで行い、それぞれがどんな思いで料理をしてきたか、どんな素材を使っているかを見えるようにしたのです。当然ですが、どの料理も旬の地元の食材を使っています。地元の料理はフードマイレージが一番短いこともよく分かりました。

そして、ここで出てきた家庭料理を農家民宿のお客さんに出してもらいました。普段食べているものが一番のおもてなし料理だということで、自信につながっています。

農家民宿の宿泊客以外の人たちが家庭料理を食べる機会をつくりたいということで、昨年、農家レストランもオープンしました。へんびな場所に作ったのですが、予想以上にたくさんの人が来てくださり、昼間だけの営業にしようとしていたところを、夕方からも営業することになりました。

里山の再生

愛東地区は60%以上が山地です。琵琶湖の汚染問題の時は、琵琶湖ばかり見ていましたが、その源は森にあると認識し、森づくりにも取り組み始めました。

里山は、全く手入れがされておらず、ごみも捨て放題でした。里山再生にどのように取り組み始めるか悩みましたが、あるお年寄りが子どもの頃にこの山で、マツタケを使ってキャッチボールをしていたという

話をしてくださり、マツタケ山再生計画でやることになりました。毎月、学生ボランティア等に手伝っていただきながら腐葉土を掻き出すなどの作業を行っています。

山からは、松くい虫とナラ枯れにやられた木がずいぶん出ています。これを利用するために、温室に薪ボイラーを入れている園芸農家さんとつながりました。もともとこちらでは建築廃材だけを利用していたのですが、里山とのつながりをつくらうということで協力していただきました。

また、滋賀県では06年に「琵琶湖森林づくり県民税」が導入され、森の整備資金に充てられると同時に、琵琶湖の森の木で家を建てる場合には柱100本プレゼントという取組みが行われています。現在は柱100本を出すのは大変なのでお金に換算してプレゼントしていますが、いずれにしても琵琶湖の森の木を使い、お金を回すための仕組みです。これをベースにすると、今度はそこから出た端材を薪にしたり、チップにしたりすることにつながっています。

広がる取組み

「田舎もん体験」という都市住民が田舎を体験するツアーも行っています。参加者の若いファミリーの中から、少しずつIターン、Jターン、Uターンが出てきました。ありがたいことに、お医者さんも入ってきてくれています。

また、愛東地区は、おいしいナシやブドウが採れるのですが、果樹栽培農家の高齢化が進んでいます。そこで、NPOが果樹栽

培を習って、いくつかの梨園を運営することになりました。若い家族もブドウ栽培に参入してくれました。

昨年5月には、あいとうふくしモールという、高齢者福祉の建屋、障がい者の建屋、農家レストランを一体化したゾーンが完成しました。ふくしモールでは、お年寄りたちが自分で作った農作物を一輪車で運んで売る「一輪車市」をやっています。年齢を超え、環境や食、福祉の垣根を越えた拠点ができました。

原点の「せっけん運動」を忘れないために、中高生の授業で廃油でのせっけん作りも行っています。とにかく、いろいろな取組みを分かりやすく、これでどうか、と示しているわけです。

福島とつながる

11年3月に東日本大震災が起きましたが、福島県の南相馬市、いわき市、須賀川、会津若松などでも菜の花プロジェクトを進めています。震災前から取り組んでいたのですが、震災後は食とエネルギーが自立した地域づくりを目指しています。しかし、なかなか困難です。

南相馬市では残念ながら米が作れない状態だったので、まずはナタネ栽培からやってみました。農業高校の高校生たちと一緒に、バイオ燃料だけでイルミネーションをやって発信したりもしています。菜の花プロジェクトを続けてきたおかげで、福島ともつながることができました。大変な道のりですが、もう少し歩いてみたいと思います。

＜基調講演Ⅲ＞

再生可能エネルギーと持続可能な地域づくり

植田和弘（京都大学大学院 経済学研究科 教授）

再生可能エネルギーの多面的意義

私の主張の1つは、持続可能な地域づくりのため、今後の農山村は農林産物と再生可能エネルギーの両方をつくるべきだということです。

日本は化石燃料の側面だけをみて「資源がない国だ」と言われることもありますが、再生可能エネルギー資源については大変豊富な国です。しかし、地域の再生可能エネルギー資源を上手に活用するためには、経営を行わなければなりません。そのためには、私たち自身が再生可能エネルギーについてもっとよく知る必要があります。

再生可能エネルギーは、日本ではかなり早くから注目されてきました。オイルショック後の1974年にサンシャイン計画が立てられ、特に太陽光や太陽熱の利用がずいぶん発展しました。しかし、その後はエネルギー政策の主たる対象とならず、残念ながら停滞を続けてきました。

再生可能エネルギーが再び注目されるようになったのは、2011年の福島第一原発事故の後でした。原発に代わる電力供給源という位置づけが出てきたのです。これは間違いではありません。しかし、再生可能エネルギーは、潜在的に多面的意義を持っていることを理解することが重要だと思います。

再生可能エネルギーは、電源という側面を考えても1つの単位はそれほど大きくはありません。分散ネットワーク型にする必要があります。そうすることで大きな供給力を持ちます。いま日本は電力・エネルギーシステムの歴史的転換期に差し掛かっていますが、再生可能エネルギーは、その主たる担い手のひとつです。これは単純に電源が置き換わるという話ではありません。再生可能エネルギーは、環境に配慮したイノベーションの源という側面も持っています。



「廃棄制約」の時代

再生可能エネルギーが強調されるもうひとつの背景として、現代が「廃棄制約」の時代にあることが挙げられます。

福島県の除染は、放射能で汚染されたところから汚染物が移されるだけです。私は「移染」と呼んでおります。「移染」は生活環境の汚染を取り除くという面で無意味ではありませんが、廃棄物がなくなるわけではありませんので、その行き先を探し続けなければなりません。また、温暖化防止に関する国際交渉は、CO₂（二酸化炭素）という廃棄物をどの国がどれだけ捨てる権

利を持つかという交渉になります。

「廃棄制約」を克服できるエネルギー源は、再生可能エネルギーしかありません。短期的にはいろいろな問題が生じるかもしれませんが、大きな方向性としては再生可能エネルギーを活用していかなければならないのは明らかです。

電源別の発電コスト

私は電源別の発電コストを算出するプロセスに参加したことがあります。発電には、資本費と燃料費、運転維持費という3つの費用がかかりますが、それらの費用を発電量で割ると、発電単価が算出できます。実際には社会的費用のような費用も考慮すべきですが、仮に社会的費用を考慮しない段階でも、電源別の特徴が明らかになります。

火力発電の特徴は、相対的に燃料費が高いことです。価格を下げるためには、燃料をいかに安く調達するかが重要になります。そのため、シェールガスなどの安価な燃料が期待されますし、あるいは消費国が協調して安く調達したりします。

原発の特徴は、資本費が非常に高いことです。最初に立派な炉をつくらなければならず、何千億円の費用がかかります。そのため、発電コストを下げるためには、長く稼働する必要があります。現在、原子炉等規制法で運転期間は40年とされていますが、仮に30年しか運転できないとしたら、資本費を回収できないので、どの電力会社も原発など導入しないと思います。

原発の発電コストを下げるためにもう1

つ必要なことは、稼働率を上げることです。福島原発事故以前、日本の原発は70%しか稼働していませんでした。世界平均が85%ですから、それよりも高めることが目標になります。

ですから、原発が最初から安いというのは、全くの誤りです。長く使って、稼働率を高くして、かつ事故を起こさないという条件であれば安くなるということです。

一方、再生可能エネルギーの大きな特徴は、地域によって発電コストが違うということです。例えば、風力発電は、風況によって設備の稼働率が全く違いますので、当然発電コストが変わります。また、バイオマスの場合、バイオマスが集めやすいところでは安く、そうでないところでは高くなります。つまり、地域資源であるということが再生可能エネルギーの重要な特徴のひとつになります。

再生可能エネルギーと地域社会

再生可能エネルギーは、地域資源として自ら経営・管理することが重要です。風力発電の場合、風力エネルギーを電気に変えるための施設が必要となりますが、それは低周波や騒音の問題、バードストライク（野鳥の衝突）、景観問題などを引き起こす可能性を持っています。しかし、自分たちの地域を良くするための地域資源開発に伴って起こる問題は、地域が自らコントロールできる可能性があります。

デンマークなどには、「オーナーシップ」という考え方があります。これは、地域の人

たち自身が出資などで発電所に関わり、「私の発電所」という意識を持つことです。発電所というと、日本ではどこか遠いところであって、自分たちとはあまり関係ないという感覚があります。しかし、再生可能エネルギーの場合は、自分たち自身でどのような発電設備を作るか、立地場所をどこにするかなどに関わっていける可能性があります。

福島第一原発事故以前、日本には風力発電施設は1,700基ほどありましたが、デンマークと比較すると、これらの発電所の稼働率はかなり低かった。日本の風力発電所のほとんどは補助金ありきで建設されたため、運営・管理の面がおろそかになりがちでした。

デンマークで行われている方式では、自分たちの出資した発電所がきちんと発電しないと、自分たちにリターンが戻りませんので、運営・管理をしっかりとします。一方で、発電所が運転すれば、騒音などの問題が起きます。しかし、発電による便益も費用も自分たちにくるわけですから、当然自分たちにとって一番良いやり方を考えていくことになります。このような方向性でエネルギー施設と地域社会の関係をつくっていくことが大事だと思います。

コミュニティ三原則と国の政策

再生可能エネルギーの多面的意義を経営に乘せるための考え方として、世界風力発電協会がまとめた「コミュニティパワー三原則」が注目されます。

これは、第1に、エネルギーをつくるということを地域社会自らが担う。第2に、

どこにどのようなものをつくるかを自ら意思決定する。第3に、事業から得られる社会的・経済的メリットを地域社会が得るといえるものです。

重要なのは、眠っている地域資源に地域の人びとが気付くことです。日本では、固定価格買取制度 (FIT) がこの大きなきっかけとなりました。オーストリアのギュッシングでは、地域の木質バイオマスなどを活用して、電気やガス、灯油に充てられていたお金を域内で回すための取組みが行われています。単なる消費者だったのが、生産者・開発者になるわけです。

また、エネルギー経営を具体化するためには、電気だけではなく、熱の利用も重要になります。ところが、日本のFITの枠組みには熱利用は入っていません。ドイツやオーストリアのバイオマス事業では、併熱型の場合に電気の買取りが優遇されています。こうしたことを考えると、国の制度を改善することも重要です。エネルギー政策は、これまで基本的に国だけでやってきたので、地域のエネルギー経営を進めるための政策枠組みが不十分です。自治体や地域の方々が連携して取り組みやすいような枠組みをつくっていくことが重要だと思います。

地域共同利益の実現のために

最後に、地域エネルギー経営で最も注意して取り組むべきことは、事業性と地域共同利益を一致させることだと思います。再生可能エネルギー事業を行うには、一定の専門知識が必要です。全国的・世界的知識

を持つ専門家と地域住民、さらに再エネ開発のために移り住んできた人びととが、一体となって取り組むような場を増やしていくことが必要ですし、それを自治体がうまくオーガナイズすることも重要です。

地域エネルギー経営は、こうやれば必ず成功するというほど簡単ではないと思います。真庭市や飯田市などのように、いくつかパイオニア的な地域が出てきていますので、互いに経験交流しながら、それぞれの地域がより良い方式を編み出していく必要

があると思います。ドイツの事例をみても、協同組合をつくって取り組んだり、自治体自身が取り組んだり、様々です。自分たち自身がその地域に合わせてやり方を考えていくことに価値があるようにも思います。

地域エネルギー経営は、残念ながら今は「地方創生」の中で大きく位置づけられているわけではありませんが、その中心的な担い手になりうる分野であり、もっと大きく扱うべきであると思っています。

<報告 I >

農業・農村の未来を語ろう

石田信隆（農林中金総合研究所 客員研究員）

今、NHKで「限界集落株式会社」というドラマが放映されていますが、それだけ限界集落問題や地方再生問題は、国民誰もが重要だと思っているテーマなのだと思います。ただ、どのように地方を再生するのかという具体的な議論はほとんどなされていませんし、議論があったとしても意見が収斂していないと思います。これは、農業についても全く同じ状況だと思います。

政府は農業のキーワードとして「強い農業」を掲げています。攻めの農業に転換するということは、自民党の政権公約にも盛り込まれました。農業の成長産業化をはかり、農業所得を増大する。そのために農産物輸出を増加させる。そして、そのための改革を進めることで「強い農業」を実現し、

農村ににぎわいを取り戻すというのです。これは一見すると、誰も反対するようなものではない。それは「地方創生」も同じです。



そこで、1つの言葉を紹介したいと思います。14年1月に、横本正樹さんという方に自然資源経済論の講義をしていただきました。横本さんは東京で育ち、東京の大学を出てから、故郷の広島県大崎上島に戻り、祖父の農業を継いだ方です。西日本で初めてブルーベリー栽培を始め、農業法人をつくって地域の農家の人びとも参加してもらって加工事業を成功させた、6次産業化のパイオニアのような方です。地元JAの組

合長もされています。その方が講義でこのようなことをおっしゃいました。

「食べ物の原点は植物ですが、皆さんは、植物がそれを育てる人の思いに応えるということを知っていますか？植物もまた生き物ですから、愛情には応え、美味しいと言われれば喜び、花が美しいと言われればもっと褒められよう、期待に応えようと自身を変化させていくようになります。そうでなければ、人が植物を栽培するようになってからこのかた、このように多種多様で生産性の高い、味のよい作物に変化してきたことの説明がつかいません。人による育種の成果とされていますが、植物の内発的な意志がなければ起こりえなかったと私は思います。篤農家の多くはこのことを知っているので、常に作物に対して口に出して、あるいは心の中で声掛けしています。」

農業経営者の最先端を歩んでいる彼が、農業とはこういうものだと言ったのです。人間は生態系の一部であって、それに働きかけて自然の恵みをいただいているのが農業という営みであり、そこに農業のやりがい、農業者の生きがいそのものがあるということです。これは、「強い農業」で掲げられる姿とは相反する言葉です。

「地方創生」の中にも、このような意味での農業を位置づける必要があります。農業を経営として成り立たせることは確かに大切ですが、金儲けのためだけの産業ではないことを考える必要があります。

これから日本農業をどうするかには、2つの道があると思います。まずは、私は新大陸型農業と呼んでいます。市場原理と規模拡大を優先するやり方です。一言でいうと、農業は株式会社がやればよいのだという考え方です。これは、一部の地域でしか成立しないし、横本さんが言う農業の原点を忘れてしまうことにつながります。

もう一方は、新しい日本型農業と呼んでいます。日本の自然条件に合った農業です。資源を最大限に有効利用し、地域と自然環境とが調和するような持続可能な農業を行うことです。そのなかで可能な限り効率化を行う。企業経営だけでなく、家族経営や集落営農、それを支えるコミュニティや協同組合は重要な担い手です。

増田寛也さんの『地方消滅』では、「地方創生」に取り組むうえで、ダム機能論が展開されています。これは地方中枢都市を良い街にして、地方から東京に出る人の動きをせき止めるダムとしての機能を強めるというものです。しかしそれだけでは農村の衰退は避けられません。これに似た考えとして、第三次全国総合開発計画（三全総）で打ち出された定住構想がありますが、実際には中央政府主導の開発が進められ、三大都市圏への集中が一層進みました。そのことの総括が必要です。

最後に、内発的発展についてです。私も保母先生に引率していただいて、二度ほど海士町にお邪魔しました。ここにはたくさんの方がIターンしてきますが、彼らは多くの場合、何かやりたい事業があって来

るわけではありません。ここなら人生にチャレンジできるという島の魅力に惹きつけられてやってくるのです。ただ産業を興してそこに人を誘致するのではなく、まずはその村の価値を認識し、そこから内発的に取り組み始めることが重要です。

中央が「地方創生」の予算をつくるだけではうまくいきません。日本の中央集権型

の政治や社会の仕組みも変えないといけない。地方自治体は、細かい政令等で縛られ、自発的な取り組みをする余地が小さいし、三位一体改革で地方財政は苦しくなっていました。住民の意向を反映させるボトムアップ型の行政に転換すると同時に、地方自治体の権限機能を強化していくことが必要だと思います。

<報告Ⅱ>

東京にこそ日本の危機の本質がある

佐無田光（金沢大学 人間社会学域 教授）

政府の「地方創生」では、大都市圏と地方を分けて、地方の方に問題があるような議論になっています。しかし、危機の本質は東京を頂点とする日本の国民経済システムにこそあり、大都市圏の問題を議論しなければ地方の問題も解決しません。

東京はグローバル都市として成長しているのかというと、実は海外との関係では経済的地位を落としています。2000年の日本は、1人当たりの国内総生産（GDP）がOECD諸国の中で第3位でしたが、08年には19位に落ちました。その中で東京だけが独り勝ちをしているわけではなく、1人当たり県民所得をみると、確かに東京都が他の道府県と比べて突出していますが、ここ10年間の東京都の落ち方は道府県平均よりも大きいという状況があります。

人口について06年10月から09年9月までの3年間をみると、国内から首都圏への転

入超過は約44万人ある一方、首都圏から国外への出国超過は約16万人あります。東日本大震災以降の3年間でも、この傾向は基本的に変わらず、加えて国内外国人数が微増からマイナスに転じました。つまり、東京には世界から人が集まってきているのではなく、国内の地方圏から人を集め、そのなかでも優秀な人を国外に送り出すという、いわば人口のポンプのような機能を果たしているのです。

東京は、グローバル都市といわれますが、資本調達などの都市の機能面のグローバル化はほとんど進んでいません。日本の大企業が東京を出撃拠点としてアジアに展開しているのが東京経済の実態ですので、アジア経済が成長した時代でも、東京経済がアジアの成長の結節点にはなりません。東京証券取引所の外国企業の上場数は、90年の125社から12年の10社にまで一貫して

落ち続けています。

東京都産業連関表で東京の産業構造をみると、95年時点で、海外輸出部門は域内生産額の2.8%にすぎず、ほとんどが国内移出部門、つまり本社部門または金融や情報システムといった生産者サービスなどの国内分業で稼いでいます。それが05年の時点でも、海外輸出部門は3.1%にしかならず、東京のグローバル化はほとんど進んでいないことがわかります。

また、01～11年の東京の都内総生産の変化をみると、東京経済の強みと思われがちな卸売業や金融・保険業が大きく減っており、不動産業と情報通信業が伸びています。

情報サービス業は非常に国内一極集中的で、東京都と神奈川県を合わせて全国の約7割を占め、その比重は年々高まっています。ところが、東京都の情報サービス業の1人当たり売上高は、04年をピークに右肩下がりです。つまり、東京の情報サービス業は、全国から仕事を集めて成長していますが、労働集約的で生産性は上がっていないという状況があります。

また、東京の不動産業の成長を支えているのは、不動産証券化です。その指標の1つであるJ-REIT（不動産投資信託）物件取扱額は、リーマンショック後にいったん減りましたが、近年はリーマンショック前の水準まで回復しています。J-REITの保有不動産の約75%は、東京と関東近辺に所在しています。つまり、東京に集まる住宅やオフィスの需要を期待してそこに投資をさせていくという構造で成り立っており、東京に

人が集まってこないと、東京の経済が成り立たなくなることを示しています。

まとめると、東京は世界的にみると経済的地位を落としているにも関わらず、国内では一極集中を強めています。戦後の日本経済は、東京を頂点に垂直的な分業体系を構築し、国内資源を総動員して経済成長を全体として実現して、その果実を地方にも分配するというシステムでした。しかし、成長の内実を失った東京経済は、国内分業をリストラし、再分配制度を後退させ、もう一方で国内地方圏から人や資本や仕事を集めて成長を維持しようとするシステムになってきたと分析できます。

これを理論的にどう説明できるでしょうか。ミュルダールの累積的因果関係論によれば、先進地域から後進地域には、原材料の需要や工場立地という形で波及効果が及びますが、人口や資本や貿易については、後進地域から先進地域へと逆流効果が働きます。市場経済のもとでは、波及効果よりも逆流効果の方が大きくなって、不均等発展が続きます。これに対して、福祉国家のもとでは政治的に格差是正政策が行われる、という理論です。

しかし、先進地域が成長しなくなったらどうなるのでしょうか。まず波及効果がなくなり、次に格差是正政策が削減され、残るのは逆流効果だけで、先進地域は後進地域からの資源流入に頼って成長を持続させようとする状況が生まれてしまうと考えられます。

本来、中心地域が衰退しても、周辺部か

ら新たな成長極が登場するのが世界史のダイナミズムですが、現代の日本ではそれが起きていません。中央集権政府主導の開発主義体制の国は、1つの成長極をつくることには成功していますが、複数の成長極をつくることには失敗し、これが現在の逆流現象につながっています。

国内の垂直分業体系と中央集権体制を前提としたままで、地方だけで「地方創生」

をやろうとしても、こうした国民経済の構造がある限りは、結果として大都市圏の一時的延命策になるだけです。根本的には、国内の垂直分業と中央集権制度こそを改革しなければならないというのが、私の問題提起です。

※佐無田先生は、都合によりインターネット電話サービス「Skype」にてシンポジウムに参加された。

<パネルディスカッション>

エネルギーと食料から考える、都市と農村の持続可能な関係

司会・進行：山下英俊

パネリスト：基調講演者・報告者5名

総合討論では、多岐にわたる議論が展開されたが、紙数の制約上、ここではそのごく一部を収録する。

山下 それでは、パネリストの皆様の基調講演・報告を踏まえて「地方創生」政策を問い直すことにします。今回は、自然資源経済論との接点から、食料とエネルギーという2つの素材に焦点を絞り、都市と農村とが持続可能な関係を築くための政策、あるいは具体策について議論したいと思います。

石田 日本の地方は、いろいろな生業の合わせ技で成り立ってきましたので、様々な就業機会をつくる政策が必要です。また、中山間地の農業を担ってきた家族農業や集落営農を維持しつつ、かつ新規就農者が参入しやすいような環境をつくることです。農村には素晴らしい地域の価値があり、そ

こに若い人たちが惹かれてIターンしつつありますので、それを盛り立て、そこでの暮らしの姿をつくっていくような政策が大事だと思います。

藤井 地方も東京も、地域資源の目録作りが必要だと思います。私たちが市民共同発電所を作るとき、一体電力会社にいくら払っており、それをどう取り戻すかから入りました。また、食料の地域内自給率、県内自給率、近畿圏自給率も明らかにしました。まずはこうした実態を見えるようにし、地域資源の目録作りを行うことが、取組みにつながっていくと思います。

佐無田 食料やエネルギーの問題は、国内分業体系が強固にできあがっているため、地域レベルから取り組んでも、既存のシステムに制約を受ける部分があります。例えば、地域の農水産資源を観光に生かそうと考えると、流通を地産地消型に変えていく必要がありますが、既存の流通システムのなかで資源を大量に買い取って持っていく仕組みができあがっており、ここに割って入ることは容易ではありません。

既存のシステムを変えることが難しい要因のひとつとして、地方都市の弱さが挙げられます。例えば、広告や情報システム、デザイン、国際貿易のマネジメントなどのビジネスサービスの機能を地方都市がどれだけ請け負えるかが問われます。これらが東京の機能を使わないとできないのであれば、東京経済に資金が流出する構造は変わりません。地方の農山村が発展するためには、地方都市の高度化も必要になると思います。

植田 既存のシステムには一定の合理性があるものですが、食やエネルギーのようなもの場合には、既存のシステムに乗らない価値を経済に乗せることも重要です。例えば、再生可能エネルギーは12年7月に固定価格買取制度が導入された前後で、状況がずいぶん変わりました。既存のシステムでは価格に還元できない共感や合意に基づいて取引をするという方法があって良いわけです。こうした価値を実現できる社会の

あり方、政策のあり方を議論する必要があります。

また、政策の内容は政策の決め方にかなり依存しますので、合わせてその決め方を変える議論をする必要もあります。地域エネルギー経営を行うためには、直接議論する場をつくり、意思決定へのかかわりを重視することが重要です。自分たちで決めたことを実行するのであれば、共感や合意の可能性が出てきますし、地域共同利益が実感できるようになれば、具体的な動きにつながります。

保母 「足元を掘れ、そこに泉が湧く」という言葉があります。地域に合った解決方法は、東京や著名な先生が持っているわけではなく、地域にあるということです。しかし、国からの補助金や町村合併のなかで中央への依存心が高まり、地域が課題を解決する力を失っているのではないかという危険性を感じています。

国は、12月末に各自治体が地域版総合戦略を策定するための「地方創生」のメニューを出しました。地方版総合戦略の審査は国がやるわけですから、各地域で一律の政策がつくられていく危険性があります。こうした決め方の問題を見直し、地方が自分で自分のことを決められるようにすることが必要なのではないかと思います。

(とりまとめ 研究員 寺林暁良
くてらばやし あきら)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2014

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2014年12月



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7746
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2010. 2	38,550,843	5,584,046	22,349,572	1,232,367	44,836,889	12,000,502	8,414,703	66,484,461
2011. 2	40,417,617	5,440,899	20,824,450	816,548	44,058,101	12,684,490	9,123,827	66,682,966
2012. 2	42,736,348	5,148,925	22,733,172	1,132,910	46,107,034	14,133,216	9,245,285	70,618,445
2013. 2	46,423,333	4,655,033	27,395,704	3,622,432	49,147,311	15,768,775	9,935,552	78,474,070
2014. 2	48,933,574	4,081,964	24,845,938	5,893,923	49,726,762	16,583,741	5,657,050	77,861,476
2014. 9	51,165,453	3,811,636	32,734,966	8,355,119	54,344,875	18,183,325	6,828,736	87,712,055
10	50,971,963	3,769,455	29,389,946	9,638,396	52,056,373	17,153,066	5,283,529	84,131,364
11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209
12	52,197,490	3,690,975	33,227,692	6,368,725	56,659,742	19,250,488	6,837,202	89,116,157
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2	52,452,809	3,606,696	31,578,215	6,411,751	56,575,364	19,109,773	5,540,832	87,637,720

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	45,134,070	-	525,588	853	151,981	-	45,812,492
水産団体	1,499,339	-	82,760	1	10,683	-	1,592,784
森林団体	1,496	-	8,743	21	103	-	10,363
その他会員	2,255	-	4,045	24	-	-	6,324
会員計	46,637,160	-	621,137	898	162,768	-	47,421,963
会員以外の者計	286,976	50,215	343,508	71,651	4,255,914	22,582	5,030,847
合計	46,924,136	50,215	964,646	72,549	4,418,682	22,582	52,452,810

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 387,985百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	41,114	88,614	113,209	-	242,937
	開拓団体	44	12	-	-	56
	水産団体	6,152	6,005	9,913	-	22,070
	森林団体	2,142	5,104	2,367	5	9,618
	その他会員	126	703	20	-	849
	会員小計	49,578	100,438	125,510	5	275,531
	その他系統団体等小計	60,588	20,417	41,050	-	122,055
計	110,166	120,855	166,560	5	397,586	
関連産業	2,529,438	70,595	991,352	3,456	3,594,840	
その他	14,970,407	5,479	141,461	-	15,117,348	
合計	17,610,011	196,929	1,299,373	3,461	19,109,774	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2014. 9	5,010,878	46,154,575	51,165,453	55,000	3,811,636
10	4,733,058	46,238,905	50,971,963	-	3,769,455
11	4,955,018	46,510,976	51,465,994	8,100	3,727,381
12	5,327,683	46,869,807	52,197,490	-	3,690,975
2015. 1	5,630,940	46,874,451	52,505,391	-	3,648,885
2	5,510,689	46,942,120	52,452,809	-	3,606,696
2014. 2	5,602,284	43,331,290	48,933,574	-	4,081,964

(借 方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2014. 9	70,610	8,284,508	54,344,875	13,342,793	54	-	176,181
10	47,291	9,591,105	52,056,373	13,163,337	1,076	-	181,953
11	50,095	6,048,853	55,442,838	13,133,478	64	-	182,245
12	48,110	6,320,615	56,659,742	13,133,478	52	-	187,796
2015. 1	40,699	5,994,114	55,907,620	13,454,136	1,123	-	184,474
2	69,157	6,342,593	56,575,364	13,457,184	1,582	-	196,929
2014. 2	79,296	5,814,627	49,726,762	13,506,053	6,146	-	172,327

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2014. 9	57,429,492	56,273,962	1,021,791	898,044	1,787,228
10	57,643,508	56,380,866	1,154,425	898,044	1,787,228
11	57,821,189	56,510,358	1,177,511	898,044	1,787,228
12	58,706,432	57,165,186	1,073,218	898,044	1,787,228
2015. 1	58,231,584	57,045,264	1,144,613	898,044	1,787,228
2	58,340,681	57,052,207	1,141,597	898,044	1,787,262
2014. 2	55,993,600	54,610,293	1,065,953	947,176	1,745,816

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2014. 8	29,291,362	64,363,121	93,654,483	523,136	347,156
9	29,103,820	63,984,438	93,088,258	523,599	347,269
10	29,768,420	63,633,741	93,402,161	536,380	358,667
11	29,646,957	63,996,464	93,643,421	513,489	334,995
12	29,964,425	64,674,608	94,639,033	491,248	319,574
2015. 1	29,523,096	64,605,003	94,128,099	500,371	331,631
2014. 1	28,698,733	63,309,231	92,007,964	521,737	351,234

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
676,000	3,598,003	3,425,909	24,980,054	87,712,055
692,932	3,721,669	3,425,909	21,549,436	84,131,364
707,819	3,536,156	3,425,909	24,041,850	86,913,209
475,000	4,342,037	3,425,909	24,984,746	89,116,157
655,000	3,539,582	3,425,909	23,439,818	87,214,585
679,000	3,566,539	3,425,909	23,906,767	87,637,720
647,039	4,087,487	3,425,909	16,685,503	77,861,476

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
16,699,033	1,305,220	2,888	18,183,325	545,595	6,283,088	87,712,055
15,694,343	1,273,959	2,809	17,153,066	562,505	4,719,948	84,131,364
16,806,034	1,328,677	3,194	18,320,152	1,076,931	5,974,276	86,913,209
17,727,284	1,331,974	3,432	19,250,488	469,499	6,367,651	89,116,157
17,802,146	1,284,511	3,230	19,274,363	1,042,220	4,954,446	87,214,585
17,610,010	1,299,372	3,461	19,109,773	751,482	4,787,769	87,637,720
15,060,300	1,348,190	2,921	16,583,741	923,493	4,727,411	77,861,476

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
55,704	36,494,899	36,407,237	5,000	503,350	16,894,546	6,728,483	1,584,546
53,923	36,536,946	36,461,875	13,000	510,861	16,878,983	6,825,070	1,553,856
59,387	36,775,000	36,704,692	35,000	508,541	16,967,704	6,780,240	1,548,538
88,710	37,498,161	37,426,505	21,000	514,297	17,045,284	6,853,149	1,588,231
62,724	36,919,539	36,867,527	7,000	502,597	17,372,261	6,800,229	1,559,667
56,919	37,011,160	36,959,356	10,000	504,897	17,550,378	6,821,989	1,586,430
56,377	34,615,080	34,537,994	9,000	419,086	17,703,334	6,815,214	1,565,439

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
409,987	67,143,374	66,887,508	4,338,468	1,717,633	22,875,113	197,084	697	
398,353	66,755,985	66,507,929	4,326,642	1,724,860	22,764,503	197,649	697	
386,942	67,084,006	66,858,662	4,278,731	1,688,433	22,745,459	198,097	697	
404,070	67,300,096	67,068,962	4,249,933	1,682,701	22,736,407	197,378	697	
474,169	68,335,451	68,110,812	4,232,749	1,682,324	22,604,210	186,531	697	
407,838	67,803,397	67,582,801	4,257,237	1,723,721	22,577,222	185,574	697	
405,526	65,057,274	64,787,015	4,502,062	1,727,177	22,913,690	196,007	706	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2014. 11	2,271,195	1,591,914	9,025	55,891	16,492	1,667,635	1,643,584	104,741	533,810	
12	2,259,254	1,593,126	9,024	55,987	15,677	1,663,339	1,638,807	103,591	527,144	
2015. 1	2,251,958	1,590,550	9,024	55,984	16,685	1,663,889	1,642,827	102,484	519,027	
2	2,241,737	1,560,295	9,024	56,002	15,638	1,656,943	1,635,209	102,334	516,382	
2014. 2	2,182,955	1,505,766	9,521	55,796	13,979	1,567,376	1,545,187	111,942	533,089	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2014. 9	818,483	454,937	112,706	85,779	114,310	7,085	797,642	788,480	400	191,617	11,046	115
10	851,702	479,351	111,547	83,942	114,152	6,376	835,163	826,247	400	191,445	10,763	113
11	838,895	461,666	105,159	79,344	113,868	6,510	827,939	818,723	400	185,471	9,726	110
12	825,032	451,662	98,353	73,934	112,923	6,558	804,036	795,728	400	177,526	9,372	106
2013. 12	881,087	499,807	113,962	86,999	118,080	6,569	850,002	840,192	639	203,485	10,867	128

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2015年4月20日現在、掲載情報タイトル1,860件 [関係する掲載データ3,020件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録
東日本大震災アーカイブズ

HOME 内容から探す 都道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録
～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いまだ現在進行形のアーカイブズです。

このサイトから

被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

更新情報 共有 更新情報一覧

すべて 被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

お知らせ News 新着ページ一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年5月号第68巻第5号〈通巻831号〉5月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社